

出石郡里道改修補助規程

第一條 郡内町村ニ於テ里道ヲ改修スルトキハ本郡各年度豫算金額ノ範圍内ニ於テ其工費額ニ對シ左ノ歩合ニ依リ補助スルモノトス

工費金高	一等里道	二等里道	三等里道
千圓以上	六分	五分	四分
五百圓以上	四分	三分	三分
百圓以上	四分	三分	三分

第二條 里道ノ等級ハ郡長之ヲ定ム

第三條 里道改修工費ノ補助ヲ請ハントスルトキハ町村長ハ其改修ヲ要スヘキ事由ヲ具シ左ノ書類ヲ添付郡長ニ願出ヘシ

一 線路名并ニ圖面

第五節 産業経済の発達

一、農業技術の発達と地主制下の農村

1、銀行会社の設立

明治維新による資本主義制度の発足の最初の事業は、上からの急速度の近代産業を育成するための金融・会社制度の移植・育成であつた。すなわち明治元年潤四月、商法司が設立され、五月「商法大意」を布告、封建的特権組合を解体し、商法会所が設立された。その後二年三月商法司を廃止し、勧商事務は「通商司」が継承することとなつた。これは資金不足・金融制度の不備のため、貿易商業上の利益を外国商人に独占されていたのを改め、貿易と産業の独立的発展を助長するを任務としていた。かくて明治五年一一月国立銀行条例が公布され、第一国立銀行が設立され、同九年の改正により、金禄公債等の発行と相まって銀行が相ついで設立されるようになつた。明治一二年には早くも一五三行となり、その資本金総額も四、〇六一万余円に達するようになつた。

また会社企業は福沢諭吉（一八三四～一九〇一）・五代友厚（一八三五～一八八五）・渡沢栄一（一八四〇～一九三二）等によつて首唱され、明治四年に「立会略則」「会社弁」等の書物が刊行され、明治三年には半官半民の回漕会社が設立されたのをはじめ、四年八月新に郵便蒸氣汽船会社、五年四月には陸運元会社が設立され、開農会社（開こん事業）関西鉄道会社等が相次いで設立され、明治一四年六月現在で、商業会社六六九、工業会社七八、農業会

社二三三、其他会社九二三、合計一、八〇三会社が設立された。

国全体の経済産業の発展のための銀行・会社の設立がこのようであつたから、山陰の北但にある但東町でも、この原理原則は同じであつた。地元産業経済の発展のためには、他所からの資本の導入や、他国資本の商權の独占的な進入を阻止し、地元資本の育成と、地場資本による会社組織によつて各種産業の発展を図る必要があつた。但東町には赤花の橋本竜一のような先覺者もいたが、地元への銀行や会社の設立はおくれた。すなわち、明治三一年当時の但東町内の主な銀行（金融機関）会社工場は次のようであつた。

名 称 位 置 設 立 代 表 者 資 本 金

永昌株式会社 中山村 明治一五年一月 社長今井甚兵衛 一万三、〇〇〇円

生糸縮緬及屑物の売買紹介

積盛株式会社 中山村 明治二三年四月 社長渋谷伊之助 六、〇〇〇円

生糸縮緬及び屑物の紹介

高橋共同株式会社 久畠村 明治三〇年一〇月 社長大橋安之助 二万〇、〇〇〇円

生糸及農産物売買の紹介

株式会社合橋銀行 口矢根村 明治三一年一二月 頭取大石武兵衛 二万〇、〇〇〇円

但馬織物合資会社 口藤ヶ森村 明治三一年三月 社長今井甚兵衛 六、五〇〇円

但馬綿ネル、小町繻子織業

支配人小畠源之助

〔注〕 小畠源之助は後年大阪において日本ペイント会社の経営にあたり、社長・会長として関西実業界

に活躍したのは周知の通りであり、後嗣千秋もまた社長・会長として健在である。

またこの当時但東町内にあつた工場の職工数・原動力の使用状況は次のように、蒸気機関が既に設備されていたことが知られる。

名 称	製造品	位 置	設 立	職 工 男 女	原 動 力	代 表 者
相田村共同製絲場	生絲	相田村	明治二三年五月	男一二 女一六	蒸氣力水力 三一	喜旦庄三郎
小谷共同製絲場	"	小谷村	明治二六年四月	男一二 女一五	一	喜旦庄三郎
多根製絲場	"	佐々木村	明治二五年五月	男二二 女二三	五 一	宮島太平
藤田製絲場	"	久畠村	明治二九年五月	男二〇 女二二	一九	外一九名郎
田口製絲場	"	小坂村	明治二〇年四月	男一四〇 女一七三	二〇	多根宇平次
但馬織物合資会社	綿ネル 縞子	藤ヶ森村	明治三一年三月	男一三 女一四〇	二〇	藤田信太郎
					二〇	田口 亀吉
					一 一	今井甚兵衛 <small>(注 藤ヶ森村は中藤 奥藤)</small>

このうち合橋村の合橋銀行の開業式の模様を伝えるものとして次の記録がある。

「大石武兵衛・大石藤兵衛・浅沼七五郎・森脇平兵衛・中田善次郎らの発起により明治三一年一月一八日その開業式を行つた。参会するもの六〇余人で大石頭取の演説と来賓の出石貯蓄銀行支配人河野左源治の祝辞があり、その出発を祝つた。」

このような山村に小規模の銀行が設立されたのは、地方経済の封鎖性のために、最初はその存在理由をもつたが、経済の広域的発展と、相互競争の激化に伴い、会社、銀行共に経済の優勝劣敗の法則に支配され、合併されたり、消滅していくといえる。

2、農業の発達と地主制下の農村

(1) 農業の発達と地主制

日清戦役前後の一〇数年間は、わが国資本主義史上の一つの画期的な時代で、商工業は発展し、明治末期に至るわが国の産業革命の基礎が築かれ、資本の原始蓄積時代が展開する時代であった。しかしこのようないくつかの原因による低賃金の確保のための商工業の発展は、農村の零細農制と、現物小作料を主とする地主制の維持存続による低賃金の確保のための発展であつて、農業と農村は、これら原始蓄積の踏台となつて苦しい生活が続けられ、農業と商工業の格差は対照的となつた。しかしながら自給経済に片足をかけた生活の安定もあつたため、農家戸数は増加し、全国総戸数に対する農家の割合も、依然として高い割合が維持されていた。

すなわち明治二〇年の全国総戸数七七七万戸に対する農家戸数の割合は五九%で四六〇万戸があつたが、三六年には総戸数は八三六万戸となり、農家戸数も五三五万戸となり、その割合は六二%となつた。

しかし近代産業の確立と共に、農業も商品化が進むと共に、それに伴う若干の近代化は進められた。また農耕と家内工業が結合され小工業や小産業が発達した。この時代の農業の変化は棉作の衰微と蚕桑業の発展にみられる。これは農家における衣料の自給の壊滅と商品経済への強制を意味する変化であつた。すなわち棉花栽培面積は明治二〇年の約一〇万町歩から、三五年には二万町歩に減り、収穫高も二、一二九〇万貫から、三三三二万貫に減少した。これに対し明治二三年一二四万町歩であつた全国桑園面積は三五年三三二万町歩、繭産額は一一七万石から一二五四万石に増加した。

このような傾向は但東町でも同様であつた。そしてこのような桑園面積、繭生産量の増大を踏まえて、山

図表51 明治時代矢根大石家の収支

年 代		項 目		明治13(1880)		明治18(1885)	
取 入	米 代 , 年 貢	2,401円43銭8		34.0%		873円08銭1	40.5%
	預 金 引 出	11.70.0	0.2		123.45.0	5.7	
	配 当 利 尽	4,542.10.8	64.3		966.21.7	44.9	
	元 無 そ の 他	57.24.1	0.8		193.31.7	8.9	
		46.28.7	0.7		64.8		
	計	7,058.77.4		100.0	2,156.71.3		100.0
支 出	公 謨	246.69.9		3.8%	316.51.5		15.9%
	生 費	23.08.1	4.8%		32.29.3	7.2%	
	住 居 費	175.65.3	36.7		30.10.4	6.7	
	光 熱 費	13.28.5	2.8		8.05.8	1.8	
	被 服 費	113.29.3	23.7		195.38.5	43.6	
	諸 不 明 費	103.24.7	21.6		129.93.7	29.0	
	計	49.65.5	10.4		52.24.6	11.7	
	生 産 費	478.21.4	100.0	7.3	448.02.3	100.0	22.6
		99.39.2		1.5	27.08.2		1.4
	投 資	預 金			4.20.0	0.4	
返 金	株・公債	79.72.1	1.4		34.10.0	3.3	
	無 尽	720.00.0	12.8		46.59.0	4.5	
	土 地	4,830.19.3	85.8		16.26.6	1.6	
	貸 金	5,629.91.4	100.0	85.9	939.76.1	90.2	
	計				1,040.91.7	100.0	52.5
そ の 他	返 金	1.26.6					
		97.41.2		1.5	151.56.4		7.5
	計	6,552.89.7		100.0	1,984.10.1		100.0
米 價 指 数		100			57		
項 目		年 代		明治28(1895)		明治38(1905)	
取 入	米 代 , 年 貢	3,001円58銭9		62.0%	4,706円64銭9		39.4%
	預 金 引 出	250.00.0	5.2		2,540.68.5		21.2
	配 当 利 尽	250.62.9	5.2		937.41.1		7.9
	元 無 そ の 他	990.95.0	20.4		3,212.58.3		26.9
		31.14.7	0.6		349.45.3		2.9
	計	317.20.5	6.6		204.28.7		1.7
支 出		4,841.52.0		100.0	11,951.06.8		100.0
	公 謨	524.26.9		12.7%	1,087.58.7		9.4%
	生 費	143.28.4	15.7%		144.21.1	11.1%	
	住 居 費	64.29.2	7.1		161.71.5	12.5	
	光 熱 費	27.15.7	3.0		11.78.0	0.9	
	被 服 費	312.81.7	34.2		405.10.7	31.2	
	諸 不 明 費	314.39.0	34.6		573.93.3	44.3	
	計	49.66.5	5.4				
		911.60.5	100.0	22.0	1,296.74.6	100.0	11.2
	生 產 費	138.27.3		3.3	266.35.3		2.3
投 資	預 金	459.00.0	18.8		1,700.00.0	19.3	
	株・公債	600.33.5	24.6		1,706.24.0	19.4	
	無 尽	60.00.1	2.4		307.22.0	3.5	
	土 地	230.00.0	9.4		675.00.0	7.7	
	貸 金	1,094.78.0	44.8		4,397.30.2	50.1	
	計	2,441.11.6	100.0	59.4	8,785.76.2	100.0	75.6
	返 金	66.10.0		1.6	8.79.0		0.1
	そ の 他	43.00.4		1.0	159.63.7		1.4
米 價 指 数		4,127.36.7		100.0	11,604.87.5		100.0
米 價 指 数		83			135		

村の商品経済化が促進されると共に、絹織物・縮緬織家内工業が発展するようになった。

この明治時代における但東町の大地主大石家の経済はどうであつたか。記帳のしつかりしていた大石家の文書によつて、この当時の地主の経済状況をみれば前頁のようである。大石家は明治に入つて六代が、二七年からは政知が七代を継いだが、当初の四一五年は訴訟事件が続いた。しかし結局勝訴となつて以前の本家よりの分前年貢高五〇石の土地の分散を防ぐため、名儀を本家に帰し、一応安定することとはなつた。この大石七代政知の時代の帳簿により、明治一三年(二八〇)より三八年(二九〇)の間の收支計算を行つたものによると、例えば明治一三年では、米代年貢収入二、四〇〇円に対し、預金貸金の元利は四、五四二円でこの方の収入の方が多く、既に単なる地主より、金融資本収入の方が大となり、金融資本化した地主となつてゐることが知られる。また支出では公課が二四六円余、生計費が四七八円、投資額は五、六三〇円となつており、収入七、〇〇〇円に対し、支出は六、五五一円となつてゐる。

明治三八年の收支は同様にして米代、年貢は四、七〇六円元利収入三、二一二円、公租公課は一、〇八七円、生計費は一、二九六円、投資は八、七八五円に上り、収入一万一、九五一円に対し、支出は一万一、六〇〇円となつてゐるが、その收支のバランスは、結局二、五四〇円の預金の引出しによつて賄われてゐることが知られる。

(2) 農業技術の発達

地租改正の歴史的意義は、土地所有者に地券を与えて所有権を認め、納稅義務者とすることであつた。このことは封建社会から近代社会への過程で当然行われるべき土地所有、売買の自由への途を拓いた制度的改

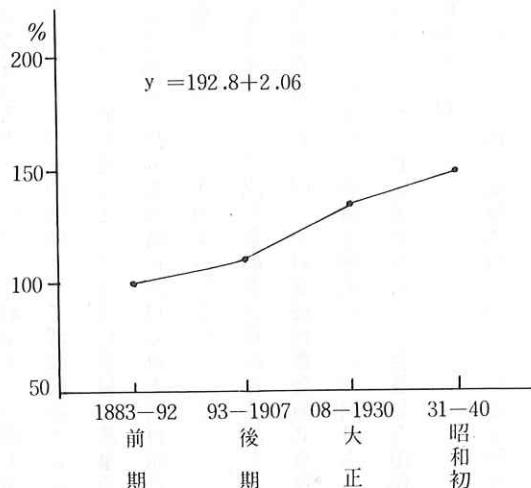
革であつた。しかしこの改革は第一には金を持っている者に土地を買収し兼併する自由を与え、新たに地主を発生せしめる原因となつたし、他方では金納地租調達のため、自給的生活から商品販売農家へ転化せざるを得なくなり、産米を売つて現金に変えることを余儀なくせしめた。このため米価の変動は、直接農家に大きな影響を与える、豊凶と共に農家経済に微妙な影響を与える事となつた。明治の「興業意見」は、

「明治一三—四年頃農家購買力の盛なりしは事実にして、その原因は農業の改良進歩にあり。地租は従前より輕減し、米価は連年騰貴し、僅かに四—五俵の米を売れば数十金を得、一時持ちつけぬ金の自在に手に入りしより、奢侈安逸の風を生じ、飲食に衣服に家屋に種々の虚飾に濫費するものあり」とのべてゐる。この農村景気も一七年頃から、松方財政による紙幣整理によつて行詰まり、米価も下落し「収益も盛時の半に減じ、累年負債のために売却したる田畠山林もこれを償うこと能はず」現金収入の途の他にない農家は、田畠を入質し、またそれを担保にして高利の金を借りて地租を納め、農具や教育費等の現金支払に充てた。これに反し、現金をもつ地主は高利貸に転化し、質流れ入担保の土地を兼併していつた。但馬のみならず、全國の大地主はこの時に形成され、零細な所有権を得た農民は大量に小作人に転化していつた。但東町内の地主への土地集中の形成も、地租改正を起点として生起していることは、地主の家に集積されている数多くの入質・借金証文によつても知られる。（「神美村誌」）そこから明治以降特有な地主制・現物小作料下の農業と農村の歴史がはじまることになつたといえる。

しかし明治政府の殖産興業・勧農政策は、地主や豪農を主導とした農業技術の改良によつて、明治三〇年代にはその後の日本農法の原型となつた「明治農法」を確立するようになつた。かくて年貢の増収を目的と

磷酸石灰・硫安の使用等肥培管理技術も大いに進み、全国に特殊な増収技術をもつ篤農家や老農が出現した。第四は中井太一郎による回転除草機の発明・改良普及であった。その他塩水選・短冊苗代・魚肥豆粕・過

図表52 明治における反収增加



注 1883-92年平均は1.4石(204kg)で毎年2.06kgずつ増産されたことになっている。

する勧農政策は、地租と小作米の増収を狙う政府・地主と各地の老農の新しい農業技術指導に変つていった。明治年間とくに急激に進歩したのは米作技術の進歩で、それらのうち明治農法として特色のあるものをみれば次のようにある。

その第一は明治一〇年頃から初つた「種子交換会」「農談会」の組織で、多収品種の普及と増産技術が話し合われた。第二は林遠里を中心とする馬耕(但馬地方では牛耕)農法と深耕犁の発明普及であり、第三は丸尾重次郎等による「神力」阿部亀治による「亀の尾」等の発見による稻作の品種改良であつ

二、旧三村における農会の発達

農事奨励の歴史

農会は産業組合と共に、明治から戦前までの最も重要な農業団体であった。これらの団体は戦時中統制され、戦争遂行のための統制団体として戦後解散させられ、民主的な農業協同組合に改編されたが、戦前の農業団体としては、忘ることのできない農村の農事奨励団体であり、組合であった。

この農会は前述の出石郡役所に設けられた町村組合勧業会から、農会令による農会に改編されたもので、「資母村農会沿革誌」は次のように述べている。

「従来勧業事務は私立出石郡勧業会資母村支部を役場内に設置し管掌せしが、明治三三年勅令第三〇号により農会令發布せられ、同年七月資母村農会創立事務所を役場内に設け会員の勧誘につとめ、七八四名加入す。同年八月五日各村に委員を選出せしめ、同月六日資母村役場にて創立総会を開催し、委員総代今田禎次郎假議長となり、副会長の選挙を行い、会長に今田禎次郎・副会長に能勢兵次郎当選始めて資母村農会設立成る」（昭和五年刊）

と述べている。合橋・高橋各村においてもほぼ同様であつたといえる。

このような各村農会の創立状況と、その事業は旧三村によつて若干異なるが、ここに記録のある「資母村農会誌」により、まず資母村の農会の動向をみれば次のようである。

創立以来の明治年間の主な事業をみれば、明治三三年一〇月農事講話会と米作品評会を開催、褒賞を授与

しており、地主制下良質の力作米を生産するための小作米品評会・稻作技術の改良増進が最初の大きな事業であった。その他蚕業講話会等が行われ、会場には主として寺が利用されていたことが知られる。

役員人事が主たる年中行事になつてゐるが、村内有力地主が役員を占め、農事視察にも会長自らが出張している。面白いのは三九年一一月耕鋤競技会が開催され、四〇年には畜產品評会が開催され、但馬牛の品種改良、農耕利用に力が入れられたことが知られる。四四年一二月には村内二分の一以上が完全な堆肥舎を設け、よい堆肥を作り施用してゐるとして村農会が賞状を授与されている。また農会で和牛牡牛を購入、農家に委託し、直交による良牛の生産に力を入れている。

大正年代に入つては米作法講演会、農産物品評会、大典記念植樹、立毛品評会、犢牛品評会を開催し、「品評会の農会」の異名をとると共に木炭増産のため「製炭講習会」等が開催され、大正一〇年奥三村現在但東町の犢牛品評会、同年一〇月一〇日の今井甚兵衛農

出石郡第1回重要物産品評会「米」褒状



(佐古氏 藏)

会長の大日本農会より表彰等が記録されている。講習会も多面的に開催され、その種類は接木・料理・醤油醸造、屑蘭整理に及んでいた。その他東浦庄治・山崎延吉等有名人の講演会・養豚・蒟蒻・葱等につき先進地の視察を行つており、西野々等に土地利用組合が設立されるようになつてているのが知られる。

全国的にみて農会は地主的指導機関の性格が強く、優良な小作米を生産する水稻の品種改良と生産技術の普及に最も力を入れた。明治末期から大正初期にかけての苗代の改良は、水稻生産は苗八分といわれるだけに特に力を入れた分野であつたが、この当時の苗代仕立については「辻井式苗代」焼土や穀殼の燃炭を用いる水上郡の「和田式苗代」が普及し、会員による現地視察も行われた。大正一二年植田清右衛門が高橋の会長に就任した。

三、縮緬機業の発達

絹織物と縮緬貨織の展開

明治中期より後期にかけて生糸製造は大資本工業による工場制工業が発展し、絹織物も大規模に生産される工業が発展し、綿糸綿織物と昔日の軽工業の中心を形成してきたが、「縮緬」のような特殊な絹織物は生糸商が生糸を提供し、織物を買受け、時には機業家に資金を融通して業を行わしめた。したがつてこのような業者は、織物の生産者を、前貸しをうけて貸仕事をする「貸織」の地位におとし入れがちである。明治三六年から政府の工業統計は、織戸を独立営業と貸織業に分けて調査しており、貸織関係の全国的展開がそこには見られる。

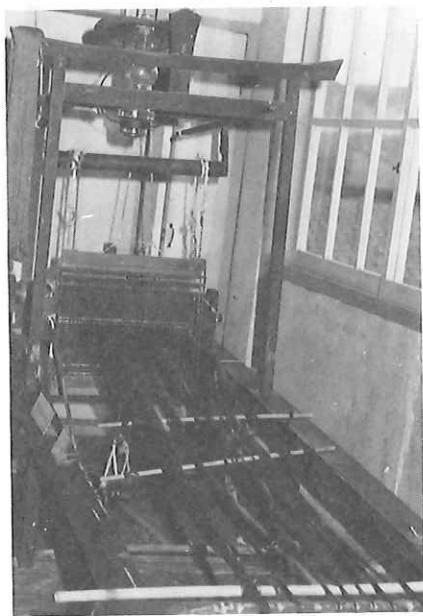
すなわち明治三七年度には、工場をも含め全国に三九万七、八九二戸の織戸があり、うち一五万七、七四四戸（四〇%）が独立営業者で、二四万〇、一四八戸（六〇%）が貯織業者であった。

兵庫県についてみると、織物総価額は二三九万円、業者総数は五、五八六、工場数は五九その労働者数は二、四六一人、独立営業者数は五、五二七で、その貯織者は皆無であつたが、京都府では独立営業者一、五六〇に対し、貯織業者数は三、七二九であつた。

なお明治時代の縮緬はみな手機で織られた。木製の手機は手と足でタテ糸とヨコ糸を操作し、組織の密度も打ち方にも勘による技術的手心が必要であつた。それらはみな伝習技術として織手に伝えられていった。このような手機が「足踏み織機」に代つたのは、明治末期から、大正初期のことであつた。

写真は但東町資料館に保存されている明治時代ないしそれ以前に用いられた手機である。

われわれはこの手機の上に、長い間手と足を動かしてそのハタを織つてきたわが村、わが町の女の人の丹念な労働の姿を思い浮べねばならない。その労働なしに現在の但東町の縮緬機業は存在し得なかつたのである。



明治前後の手機 町民俗資料館蔵

四、交通・通信・運輸の変遷

1、旧三村における道路交通の発達

但東町は遂に鉄道には恵まれなかつた。陸の交通は昔ながらの道路であつたが、山村であるので到るところに峠があつた。既にみたように未だ交通手段のなかつた歩いて旅し、物を運んだ時代では、徒步の苦労を最少限に止めるためにも最短距離の途が必要であつた。また大規模な道路工事・土木工事が困難であつた時代では川に沿つて谷を遡り、峠を拓いて最短距離を結び、坂道を選んで廻り途を避けた。現在各部落に残っている旧道は、いずれも山際の道が残つており、山を峠で越し、岡を越えて隣村や隣国へ通える途を拓いている。馬や牛の背を利用して物を運んだ時代では、道巾はせいぜい一尺もあればよかつたし、橋も丸太を渡し、その上に板や土をのせた土橋板橋でよかつた。ただ道しるべや里程をしるすためにも木を植え、塚を作つたり、地蔵堂や庚申塚のような休憩所をつくり、また馬頭観音や二界万靈塔を建てた。出石—福知山・出石—宮津旧街道はそれらの旧道のあとが沿道各部落に残つている。

2、道路交通における峠の克服

これらの道路が峠道は峠道なりに拡幅され勾配をゆるやかにする道路に改修されるようになつたのは、明治以来の地方行政の事業として道路行政の必要性が認められ、国道・府県道・町村道等、幹線道路の重要性に応じて、それぞれ行政費で道路がつくられ、改修されるようになつてからであり、技術的には牛馬車が用いられ、より多くの貨物を輸送しうるようになつてからである。但東町でも出石—宮津線が県道に編入され

たのは、明治一年のことで、それ以来、道路の改修・補修は県費で行われるようになり、常備道路人夫もおかれるようになった。

徒步と牛馬の背で交通輸送された時代から牛馬車時代になつてみると、峠は大きな障害になった。とくに冬期積雪をみる但東町では各幹線道路とも雪のため峠道はしばしば杜絶し、除雪に多大の労力を必要としたし、徒步連絡の通行人の遭難や、輶馬の事故が続いた。このため峠を迂回し、平坦な道路を建設する道路工事が行われた。この場合、旧街道によつて商売を続けていた茶店・商店が顧客を失い、利害関係を異にする住民も多いので、このような道路のつけ替え工事はしばしば行政紛争の対象となつた。このようにして旧郡役所事績の残している紛争の記録は鰐山峠にせよ、南命峠にせよ、このような道路改修に伴う住民の確執ではあった。

かくして道路は拡幅され急勾配道路や急カーブ道路が是正されると、定期の馬車交通や馬力輸送による運送業者その他、人力車夫業等も発達してくるようになつた。そして明治末から大正の末期になると漸く自転車が交通手段として普及し、自転車を使用した魚屋・その他の行商が見られるようになつていった。

なお前述のような明治二六年の「出石郡役所の文書」によると、当時の改修里道と、出願中の道路改補修は次表のようであつた。

赤 花 通 筋	改 修 既 成 ノ 分	起 工 出 願 中 ノ 分
丹波街道筋		

圓城寺筋	坂野越筋ノ内虫生村所屬
駒返シ筋	坂津越筋
奥藤越筋	坂野道筋ノ内太田村所屬
八丁繩手筋	佐々木越前
坂野越筋但虫生村所屬ヲ除ク	坂野道筋ノ内太田村所屬
日向往来筋	
豊岡往来筋	
東里村ヨリ太田間	
坂野道筋但太田村所屬ヲ除ク	
前記ノ外諸費ハ目下支拂中ニテ別ニ報告スヘキ事ナシ	

これによつてみても、この当時の陸路交通の中核は道路交通であつた。しかしその交通量もなお少なく、牛馬車交通が主であつたので道路幅員も狭まく、昔の歩いて通つた山沿い、峠越しの自然道を「県道」や「府道」に編入して、郡役所の道路行政事務として必要なところから順次改修してゆく方式がとられた。したがつて交通の難所であつた大きな峠の改修や、迂回道の開設等はすべて大正時代に持越された。

しかし日本の資本主義経済の発展は、交通輸送機関の開設・発達と大きな関係をもつてきた。そのため全

国にまず鉄道網が急速に進められ、全国主要交通幹線の鉄道建設は急ピッチで進められた。明治新政府の「富國強兵政策」の主要重点事業であつたからである。したがつて山陰道及びその周辺にも漸く鉄道建設の波が押寄せ、地方産業の発展に注目する各種企業家・それと結合する政治家の活動がはじまるのであるが、山村の自給経済に安住する住民にとっては、それらの環境を破壊する契機となることが本能的な警戒心となつて現われ、それを誘致し、鉄道開設に便乗して自己企業を伸長し、地方産業の開発を図るよりも、それに反対し、鉄道建設を敬遠する動きが強かつた。ここに山村経済の封鎖性と、保守性があり、それは地方の有力者・政治家の間にも充満していた。それは新しい画期的な事業に対する「本能的」な警戒心であつたといえる。

3、交通の発達

この当時の但東町周辺の鉄道建設の実状を回顧してみれば、既に明治二六年京都鉄道株式会社が設立され、三二年には舞鶴軍港が建設された。この結果大阪舞鶴の阪鶴鉄道の建設も急速に進められるようになつた。西原龜三著「夢の七十余年」（「東洋文庫」）によると、舞鶴軍港にしても、阪鶴鉄道工事にしても、但馬から鳥取にかけて多くの人夫を集めて行われ、但東町の古老の中には、人夫としてこれらの事業の工事に働いた人もあつたと思われるが、それがこの地方の経済の発展にどのような大きな影響を及ぼすかについて考える人はいなかつたといえる。

阪鶴鉄道は明治二八年許可、三〇年に大阪—池田間、三一年に福知山まで開通、京都鉄道（今の山陰線）は京都—園部間が開通した。また三七年には福知山—綾部—舞鶴間が開通、日露戦役には大きな役割を果すこととなつた。

しかしその三年前、すなわち明治三四年に「舞鶴—宮津—中山—出石—豊岡線」の開設請願運動が二回に亘つて行われた。また「福知山—三缶—久畠—出石路線」の建設も問題となり、既に二九年から三〇年頃測量のための杭打ちが行われたといわれている。

これらの請願は町や村の首長を通して行われ、それに有力な地主が加つたが、一部出石町と、当時の資母の人に止まり、大きな輿論を形成しなかつた事と、別に見るような大局的な利害得失を考えて実現しないまま見送られてしまった。しかし福知山—久畠—出石線の杭打ちの記録によると、三缶村の停車場の位置は上佐々木村（宮本延蔵「京屋」）の裏手の位置と久畠村では久畠小学校の東側の位置であった。久畠村より西へ進んだ栗尾村でも測量杭打繩張りが出来ていたが高橋村地内の有力者は之に反対した。ある村では夜間になると子供を使って繩を切り捨てたと言い、また出石に至る沿線と出石町民も反対したと現在の出石の古老も話している。之に反して上夜久野村は鉄道誘致に必死の運動を始めたので山陰線はどうどう但東町を通らなくなつたと伝えられている。明治四三年には園部より福知山間が開通し播但線も和田山まで開通したもののが、同年には梁瀬まで延長されたので残る福知山・梁瀬間の請願運動が明治三九年三月一七日に行われて高橋・合橋村長も名を連ねている。明治三九年五月一九日請願費用負担契約書があり、同三九年七月一日には鉄道停車場設置請願が行われた。これには合橋・高橋・資母各村三名連記して請願され、請願書は明治四四年一〇月作成を見た、といわれている。

このようにして既に明治三四年には播但鉄道が和田山まで開通し、また阪鶴鉄道も開通し、当時の但東町方面から京阪神への出稼ぎは便利にはなつた。しかしいずれにしても大きな峠を越し、駅まで歩いて辿りつ

く必要があつた。入営兵や出征兵士も同様であつた。しかし出稼者の数が漸く多くなるにつれて、播但・阪鶴兩線の旅客誘致競争もはげしくなり、次の文書が郡役所に提出されている。

播但鉄道の乗車に就いての通知

拝啓然者出稼人之義ニ付種々御厚意相煩御影ヲ以ツテ現今續々乗車相成本社ノ仕合無此上事ニ御座候。然ルニ近頃阪鶴鉄道公社員和田山へ出張出稼人誘引致シ居り候趣ニ有之候得共、彼我ノ便否ハ今更申込モ無之和田山石生驛間九里余ニシテ到底一日ニシテ和田山ヨリ阪神地方へ達シ得ベキ筈ニ無之候。弊社線新井驛和田山間ハ僅ニ三里ニシテ和田山ヨリ數時間ニシテ阪神地方ニ優ニ相達申候。就テハ出稼人中阪鶴鉄道線ハ十二隻ノミ着眼シ其費用ト日子ノ嵩ムヲ語ラザル向有之哉モ難計ト被存候ニ付、乍恐縮此邊篤ト出稼人ニ於テ了得候様御取計ヲ被成下候ハ、幸甚ノ至ニ不堪候。右不敢御懇願申候。

播但鉄道株式会社

明治三四年一一月七日 運輸長 國友初二

出石郡役所御中

追テ出稼人ニ對シ新井驛ニ於テ乍粗末

弁當進呈候事ニ致候間申添候也

播但線新井駅で「出稼人」であることを申し出ると弁当をくれたという。これも当時の交通事情を物語る興味のあるエピソードといえる。

4、鉄道建設と旧三村

明治維新後の地方道路交通の発達は、地方産業の発達と密接な相互関係にあつた。しかし交通の便が悪く、特殊な物産もない出石川の流域をなす出石郡下は、なお鉄道のない郡であった。道路が舗装されず、自動車交通が今日のように発達しない時代においては、出石郡の後進性は鉄道がないためといわれた。そのため鉄道の誘致運動が行われ、候補路線となる機会も幾度かあつた。そして戦前出石—江原間に出石鉄道が開通したことがあつたが、それも戦時中撤収されてしまった。これらを通して但東町は、鉄道と縁のない町となってしまった。しかし「福知山鉄道管理局史」等により、但東町と鉄道誘致との関係を辿つてみれば次のようである。

現在山陰線は、福知山から和田山・八鹿を経て豊岡・城崎から鳥取に通じているが、この山陰に舞鶴・宮津・四辻・中山を経て出石・豊岡に鉄道を布設すべしという請願が、明治二九年一月に提出されている。当時出石・豊岡を中心として山陰鉄道縦貫線を布設しようとする案には次の六線の六案があつた。

このうち舞鶴・出石・豊岡間に山陰線を敷設すべしとする運動を起した出石郡における意見書をみれば次のようにある。これらの請願意見書は、当時の路線予想と、その効果・経済性を詳述している点で興味の深いものがある。

すなわち結論は舞鶴より宮津・加悦谷を経て但東町を通り、出石・豊岡へ山陰線を通すことの必要性と有利性を説いているのであるが、当時の極東における世界情勢から説き起し、豊岡線と峯山線との利害得失を綿々とのべているのが注目される。

第五節 産業経済の発達

「山陰縦貫線に関する意見書」に添付された「山陰線」の鉄道予想

線名	地図に示された予想コース
豊岡線	宮津 須津 四辻 中山 出合 南尾 出石を経て豊岡・鳥取
峰山線	宮津 峰山 網野 久美浜を経て豊岡
海岸線	峰山線を久美浜で分岐三原峠を越え城崎・香住
但馬鉄道	和田山起点 八鹿を経て 津居山
若桜線	八鹿 八木 関宮 出合(氷ノ山) 春来を経て若桜、郡家、鳥取
和田山線	京都 綾部(分岐して舞鶴へ) 福知山 額田 和田山

『但馬路』(昭和二九年刊) 出石——中山——天の橋立

もと「大阪毎日」写真部長 北尾鐸之助

出合から北へ出石川の源流である太田川を遡ると、唐川太田畠山などを経てバスはいま資母村公民館のある中山に着く。途中有る太田は、「東鑑」や「太平記」に出てくる常陸坊昌明や太田判官で有名な古い土地だ。太田川からS字型を描いて、山奥とはいえ非常によく開かれ、山中の別天地をつくっている。

この道は昔からの丹後街道で往来も頻繁であつたので、道すじに当る村には延喜式にある神社が多く残つており、道路も非常によく発達している。

中山からさらに東国境の岩屋峠を越えて野田川町もと市場村の四辻を経、山田石川吉津などを通つて加悦鉄道に沿い、天の橋立の文珠に達する。天の橋立のいはわる「一字觀」で有名な岩滝の大内峠はこの道から少し北になるが、深い谷や山を越えてきて、突然眼の前に開かれた大観風景に、喜びの声をあげた多くの旅人の昔も思はれる。

山陰鐵道縱貫線中豐岡線ヲ取ルベキ

意見書（一）

山陰縱貫線ハ北、露領ニ対シ西、朝鮮ニ隣シ国防上ヨリシテ之ヲ言フモ経済上ヨリシテ之ヲ言フモ皆至大ノ關係ヲ有セサルナシ。

輕々之ヲ敷設スルハ國家ノ大計ヲ誤ルノ甚シキモノナリ。今鉄道敷設法ニ據レバ山陰線ハ京都府下舞鶴ヨリ兵庫県下豊岡、鳥取県下鳥取、島根県下松江浜田ヲ經テ山口県下山口近傍ニ至ルノ预定タリ。而シテ此路線中舞鶴ヨリ宮津ニ至ルノ間ハ已ニ京都鉄道線ニ屬スルヲ以テ更ニ之ヲ論スルノ必要ナシ。今宮津鳥取間ニ就キテ利害ヲ論究スル所アラントス。聞ク所ニ由レバ此線ニ於テ、政府ノ実測シタル所、凡ソ四線アリ、曰ク豊岡線、曰ク峰山線、曰ク海岸線、曰ク若櫻線是ナリ。此内ニ就キ海岸線及ヒ若櫻線ハ敷設法ニ指定セル豊岡ノ地ヲ經由セザル者タルノミナラズ、海岸線ハ其名稱ノ如ク海岸ニ接スル故ニ、国防上ニ於テ最モ不利ノ線路タリ。若櫻線ハ大山高嶺アリ三哩余ノ隧道ヲ穿チ尚ホ且ツ「アプト」式ヲ用ヒザルヘカラザルガ故ニ亦不利ノ線路タリ。固ヨリ他ノ二線即豊岡線峰山線ト同日ノ論ニアラザレバ嗷々論説スルノ必要ナキヲ信ズ。故ニ之ヲ省キ茲ニ豊岡峰山ノ二線ニ就キ宮津豊岡間ノ利害得衷ヲ比較シ豊岡線ヲ取ラザルヘカラザル所以ヲ論定セントス。試ニ豊岡線ヲ以テ峰山線ニ比スレバ其利便七項アリ即チ左ノ如シ。

一二曰ク線路海岸ニ瀕セザル事

一二二曰ク從前ヨリノ順路ナル事

三二二曰ク生糸市場ヲ通過スル事

四二二曰ク哩數ヲ減少ナル事

五二二曰ク建設費ヲ減少スル事

六二二曰ク營業費ヲ減少スル事

七二二曰ク純益ヲ増加スル事

夫レ豊岡線ノ利便ハ遂次掲次スルカ如シ而シテ峰山線ハ則チ之ニ反ス。其損益得失一言ニシテ断スベシ。抑モ国防上ニ於テ線路ノ海岸ニ瀕スルヲ避ケサルヘカラザルハ宇内ノ定論ニシテ贅言ヲ爲スノ必要ナシ。而シテ豊岡線ハ海岸ヲ通過スルコトナシト雖モ、峰山線ハ必ス海岸ヲ通過セサルヘカラズ。是レ峰山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラサルヘカラサル所以ノ第一ナリ。（注・以下省略）

ところが峰山線を反駁しているうちに、豊岡線よりも和田山線説が抬頭し、地理的にも有力とされるに至った。このため更に論峰を変え、和田山線に対して豊岡線の優位性を論述し、意見書として提出する必要があつた。これが次の意見書の（二）である。

山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルヘキ

意見書（二）

山陰縦貫線ノ峰山線ヲ用ユベカラズシテ豊岡線ヲ用フベキハ余輩曩ニ既ニ之ヲ詳論セリ。然ルニ此豊岡線ヲ用ヒズシテ和田山線ヲ用フベシト主張スルモノアリ。其説ニ曰ク山陰縦貫線ハ京都線ヨリ分岐スルモノナリ。故ニ綾部・福知山ヲ経、和田山ニ至リ曲折シテ豊岡ヲ経、鳥取ニ至ルベキハ当然ナリト、噫是レ謬見ノミ。余輩国防ノ爲メニ之ヲ謀リ、又商業ノ爲メニ之ヲ謀ルモ皆失計ノ甚シキモノタルヲ信ズ。焉ゾ其謬妄ヲ明瞭弁折セザルコトヲ得ンヤ。由テ一項ニ区分シテ左ニ之ヲ論ゼントス。

1、我国地形モト蜻蜓ニ似タリ。東北及ビ中央ハ首腹ニシテ西南ハ則チ尾ナリ。首腹ハ太クシテ尾ハ則チ細シ。故ニ往古王政ノ時ニ当リ五畿七道ヲ分ツヤ東北及ビ中央ニ於テハ分チテ東海、東山、北陸ノ三条ト為シ其西南ニ於ケルヤ分テ山陰山陽ノ二条トス。明治二十五年鉄道敷設法ヲ設クルニ及ビ東北及ビ中央部ヲ大別シ三陸ヨリ東海道ヲ經ルモノヲ南線トシ、陸羽ヨリ北陸ヲ經ルモノヲ北線トシ其中間即チ中山道ヲ經ルモノヲ中央線トシ、西南ニ於テハ分チテ山陽、山陰ノ二線トス。是レ即チ我国地勢ノ然ラシムル所ニシテ、人意ヲ以テ動搖スベキモノニアラザルヤ昭々タリ。夫レ京都線ハ即チ京都ヨリ但馬和田山ニ至ルマデノ中央線ニシテ和田山ニ至リテ人字状ヲ為シ南ハ播但鉄道ヲ經テ山陽線ニ接シ、北ハ但馬鉄道ヲ經テ山陰線ニ接スベキモノタリ。故ニ鉄道敷設法案議定ノ際ニ於テ、當時京鶴線ノ業已ニ許可セラレタリシニ拘ス山陰線ノ端ヲ京都ニ發セズシテ之ヲ舞鶴ニ發シタリキ。夫レ山陰線ノ端ヲ京都ニ發セズシテ舞鶴ニ發セシ所以ノモノハ何ゾヤ。北陸山陰両線ヲ連絡シ敦賀ヨリ舞鶴ニ接シ舞鶴ヨリ豊岡、鳥取ニ接セシメンコトヲ希望セシナリ。果シテ然ラバ舞

鶴ヨリ豊岡ニ達スルノ線路ハ距離最モ近キモノヲ撰バザルベカラズ。由テ其距離ヲ調査スルニ舞鶴ヨリ出石ヲ経テ豊岡ニ至ルノ距離ハ四六哩一〇鎖ニシテ、舞鶴ヨリ福知山和田山ヲ経テ豊岡ニ至ルモノハ五七哩二五鎖ナリ。工費ヨリシテ之ヲ云フモ營業費ヨリシテ之ヲ云フモ時間ヨリシテ之ヲ云フモ、運賃ヨリシテ之ヲ云フモ短距離ヲ棄テテ長距離ヲ取ルハートシテ不利益ニアラザルナシ。然リ而シテ強ヒテ和田山線ヲ以テ山陰縱貫線ト為サント欲スルハ、単ニ敷設法ノ主旨ニ反スルノミナラズ実際ニ於テ不得策タルヲ免レズ。是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ取ラザルベカラズト為ス第一ノ理由ナリ。

2、國家ノ富強ハモト農工商業ト国防トノ二ツニ源淵セリ。而シテ農工商業ノ通商ヨリ生シ国防ノ軍備ヨリ生ズルハ自然ノ通理ナリ。

今ヤ舞鶴ハ軍備上ノ要地タリ宮津ハ通商上ノ要地タリ。豊岡ハ海ヲ距ルコト六哩、鳥取モ亦海ヲ距ルコト數哩ナリト雖モ皆是レ一地方繁昌ノ域タリ。共ニ軍備通商ノ関係ヲ有ス故ニ舞鶴、宮津、豊岡、鳥取間ノ関係ハ極メテ縝密ニシテ其交通ハ極メテ駿速ヲ要ス。然ルニ短近ナル豊岡線ノ在ルニ拘ラズ迂遠ナル和田山線ヲ以テ縱貫線ト為サント欲スルハ決シテ國家ノ長計ニアラズ是レ余輩ガ和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ用ヒザルベカラズト為ス第二ノ理由ナリ。

以上列挙シタルノ理由アルガ故ニ山陰縱貫線ハ必ズ豊岡線ヲ用ヒベクシテ和田山線ヲ用ユベキモノニアラザルヲ信ズ。識者或ハ謂ハン我が鉄道ノ開ケシヤ未ダ久シカラズ線路開クベクシテ未ダ開ケザルモノ極メテ多シ、暫ク和田山以東ヲ以テ私設ニ託シ、和田山以西ヲ以テ官設ト為シ、其工費

ヲ省キテ之ヲ他ノ新設スベキ官線ノ経費ニ供スルニ如カズト。此言ヤ一理ナキニアラザルガ如シ。然レドモ細カニ之ヲ考フルニ山陰縦貫線ハ北陸線ニ接続スベキモノニシテ、京都線ニ接続スベキモノニアラズ。且ツヤ舞鶴、宮津、豊岡、鳥取間ニ於テ、駿速ノ交通ヲ要スルハ前掲ノ如シ。姑息ニモ一時ノ経費ヲ省カント欲シテ、敢テ百年ノ大計ヲ顧ミザルハ識者ノ取ラザル所ニシテ、或者ノ言ノ如キハ、是レ所謂齊東野人ノ語ノミ。希クハ当路ノ諸公有志ノ諸君能ク其得失利害ヲ洞觀シ、和田山線ヲ排シテ豊岡線ヲ採用セラレンコトヲ。

兵庫県但馬国出石郡有志總代

明治二九年二月

本間 果

平尾源太夫

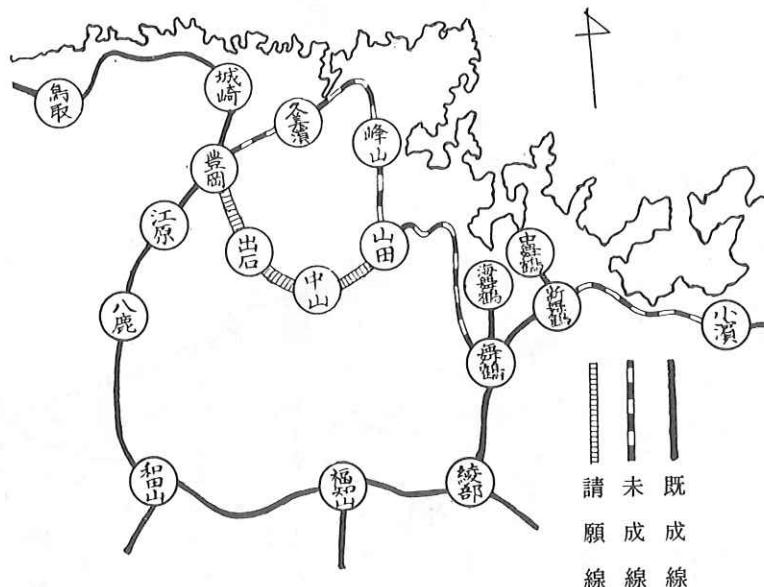
今井甚兵衛

福富 源藏

(「福知山鉄道管理局史」)

この意見書の署名の出石郡有志に、今井甚兵衛（初代資母村長）の名が見られるが、本間果は神美村立小野小学校の初代校長、福富源藏は出石町長、平尾源太夫は神美村の大地主であった。また「当路の諸公有志」とは鉄道局関係・鉄道会議・国會議員のことと、この方面に送付され、その一部の福知山鉄道管理局に提出されたものが資料として収録されたものと思われる。「峰山線」は鉄道敷設法の中の線路調査表の中に存在

図表54 国鉄誘致計画「山豊線」丹後山田～豊岡の請願線と周辺



(神美村誌による)

しなかつたといわれているが、
のちに峯山線（現在宮津線）
となつて実現した線である。
結局この意見書は、署名者の
先覚的な卓見であつたが、残
念にも地元住民の下からの盛
り上りがなかつたし、資源も
開発可能性も比較にならず、
現在の福知山・和田山・豊岡
の路線が決つたし、北陸線と
の連絡は明治二八年三月法律
一号で舞鶴より小浜を経て
敦賀に至る小浜線が決定した。
しかし当時の但東町の社会的
経済的な客観的地位を主張し
ている点で興味のある文章と
いえる。

第五章 現代における旧三村の成立



明治初年の出石郡地図（兵庫県広報課提供）

第六節 兵制と在郷軍人会

戦後、軍は解体され、自衛隊が置かれる事になつたが、明治大正昭和の初めいわゆる戦前に育つた町民には、兵制と在郷軍人会は忘ることのできないもので、町史のどこかには書き止められるべき事項である。

わが国の兵制は、長い封建制と鎖国によつて欧米諸外国に立遅れたわが国が、世界の先進国に追つき追こすためにはどうしても「富国強兵」政策をとらざるを得ないという明治政府の大方針に基いて強力に押進められた。しかしその兵制七〇余年は終戦の悲劇で終りをつげた。

その兵制は明治五年（一八七二）一月の徵兵令によつて初まり、全国を四区に分ち、東京・大阪・仙台・熊本に鎮台（のちの師団）を置くこととなつた。しかし後、六管区に拡大され、名古屋・広島にも鎮台がおかれる事になった。また八年に至り後備司令官を置き、現役満期の兵員を統轄せしめ、一六年には師管区毎に後備司令官・副官がおかれることになった。二九年は日清戦争後の軍備拡張、三九年には日露戦争後の軍拡があり、それぞれ、六師団が増設された。したがつて全国一八師団がおかれ、但東町は姫路の第一〇師団に属することとなつた。全国募兵は明治五年から初まり、兵種は歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の五種と、海軍砲兵であつた。満一七才から四〇才まで国民皆兵の義務が課せられ、常備役は三年で豫備役四年四カ月、後備役は一〇年とし、海軍は現役四年、豫備役三年、後備役五年（明治三七年）に改められ、補充兵の服役は一二年四カ月であつた。

このように国民皆兵の上、相当長い服務期間が課せられたため、最初は徵兵忌避が続出し、明治六年現在の香川県、当時の名東県で「西譜暴動」が、また岡山県に当る北条県でも同様な事件が起つた。これらは、「血税騒動」といわれた。

【注】 血税騒動の原因は明治五年一一月二八日の太政官布告の徵兵令に

「人たるもの固より心力を尽し國に報ぜざるべからず。西人之を称し血税と云う、其生血を以て國に報ゆるの謂なり」という一句あり。軍隊にとられると生血をとられるとの誤信から来たものといわれているが、税制が物税であれば、兵制は血税であつたともいえる。

明治六年常備兵免役概則が設けられ、代人料二七〇円を納めると兵役は免除された。しかしこの金は當時としては一般庶民の手の届かぬ大金で地主等金持しか払えなかつた。また官公立専門学校生徒・戸主嗣子・独子・独孫・養子・徵兵在役の兄弟をもつもの等は免除されたので、次以下の「徵兵養子」といわれる養子縁組が行われ、その願出文書なども各地に残されている。

大正後期青年の軍事訓練実施に伴ない、陸軍現役は二年（のち一年半）海軍は三年に短縮され、師範学校生徒などは三ヶ月程度の入営で兵役は免除された。

明治三九年以來わが出石郡及び但東町は第一〇師団に属し歩兵は福知山連隊に入隊したが、大正一〇年から鳥取連隊に変更された。

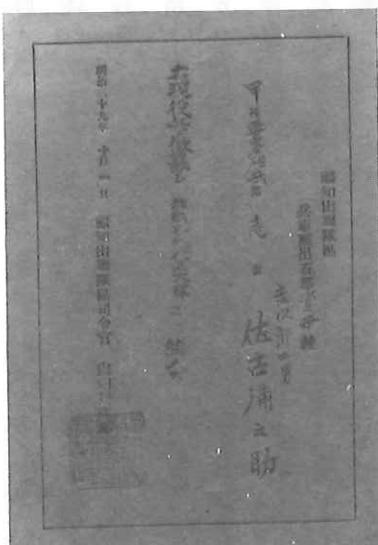
徵兵事務は師団長と知事を師管徵兵官に、連隊長郡長を連隊徵兵官とし、各市町村に兵事課を置いてその事

務に当らせ、各郡毎に徵兵署を開設徵兵医官・副医官・事務員を派遣し壮丁検査を実施した。年令満二〇才になる男子總てこの身体検査を実施し、甲種合格者を現役兵とし第一乙を豫備役とした。また入隊せしめる徵兵人員に限度があり、徵兵署にて「くじ引」を行つて入隊者を決めた。「くじのがれ」は豫備兵に廻された。

當時年令満二〇才に達した青年は村長や役場の兵事課員に伴われ、徵兵署のある出石に集り、旅館に一泊した。壮丁検査は出石町の弘道小学校の雨天体操場が使用されたことが多かつた。朝からそこに集められ、まず注意事項を聞き、「性病予防」に対する徵兵医官の講話をきいた。遊廓公娼制度のあつた時代であつた

明治三九年 徵兵検査の「くじ引書」 甲種要塞砲兵第一番

現役兵として舞鶴要塞砲兵大隊へ
編入命令書



(奥藤 佐古弥之助氏蔵)

ので、青年の花柳病等の性病はかなり多かつたためである。それから「ふんどし」一つになつて身体検査を受けた。身長・体重・胸囲・内部疾患の他、床に手形足形を印した検査場があり、そこでは全裸の前伏となつてまず肛門の検査・のち性器の検査をうけた。この当時の男子は例外なく徴兵検査でこの性器検査をうけたので、この検査をうければ一人前の青年になつたといわれた。

こころみに日清戦役当時の、徴兵検査の五カ年間の体格——その身長をみよう。当時は、「殖産興業」と「富國強兵」とが明治新政府の二大スローガンであったから農村青年の体格は、この強兵政策の基礎をなすもので、毎年行われる壮丁検査（徴兵検査）は、農村青年の健康と体位を計る「ものさし」でもあつた。当時の但東町でも徴兵令以来各村役場とも「徴兵事務」は村役場兵事事務担当者の最も重要な事務であつた。

しかしその検査の成績や、記録はそれぞれ徴兵司令官（陸軍士官の佐官級）の事務であつたため、役場の記録としては残っていないものが多い。次の資料は明治二十五年（一八九二）から二九年の間の五カ年平均を示す壮丁の地方別身長別・受験者数を示しており、日清戦前後の農村青年の体位を示すものとして興味が深い統計である。ただ集計が国別となつており、出石郡下及び但東町の数字を適確に知ることはできない。しかし但馬五郡を概観して背の低い青年が多く、不合格者も多かつたことを示している。またこれは千分比であるため、実数を知ることはできない。しかし表注にもあるように、毎年但馬五郡で二、一二〇人程の壮丁が受検したようであるから、その二%が疾病による不合格者は他地方より少なかつた。しかし背は低いものが多く、四尺八寸（一尺四五弱）以下が四%で最も高く、五尺未満のものは丹後より多かつた。しかし五尺六寸（約一尺七〇）のものは約一割、五尺五寸のものは二・五五%で丹後よりやや多か

第六節 兵制と在郷軍人会

図表55 地方別壮丁検査による青年身長分布 (明治25~29年千分比)

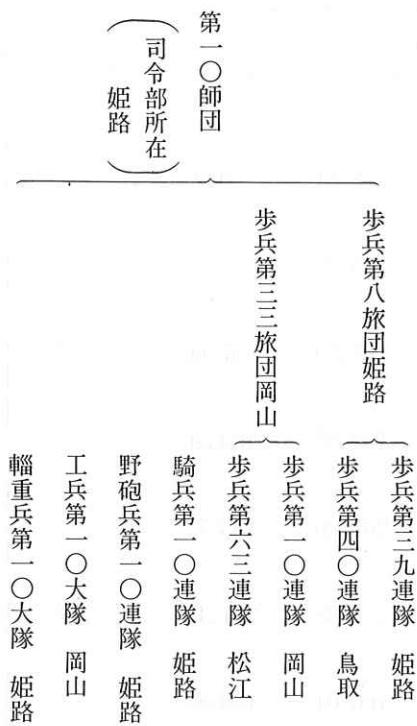
全 国	第四師団内 (大阪)	但 馬	丹 後	丹 波	地方別
10.32	13.23	9.44	8.81	9.93	5.6 尺 寸
26.66	32.81	25.50	25.79	37.31	5.5
67.25	77.63	63.74	67.29	67.66	5.4
131.23	142.75	129.36	132.08	133.46	5.3
192.93	197.03	194.99	201.26	183.74	5.2
207.24	200.45	206.80	216.98	201.12	5.1
169.40	154.95	167.14	166.04	168.84	5.0
104.30	94.42	106.23	100.62	99.32	4.9
51.59	46.79	53.83	49.08	55.56	4.8
39.08	39.94	42.97	32.07	53.07	4.8 未満
—	39.96	23.36	33.33	30.74	疾病と 不合格

注1 「陸軍医事統計」による2、但馬の壮丁受験者は平均約 2,120人程であった。
3、但馬は不合格の少い点で全国第5位にあった。

つたといえる。

甲種合格者の入隊は秋に行われ、入隊者は頭を丸刈りにして祝入隊ののぼりを打たて氏神々社に参拝し、村中の入隊者は役場または最寄りの学校で、村長・在郷軍人会長・青年団長・校長等の壮行の祝辞をうけ、揃つて峠を越え入隊してゆくのが毎年の村の行事の一つであつた。また除隊者は除隊記念の盃や徳利を近所に配つた。これらの行事は派手にならぬよう質素儉約が通達された。郷土人の入営した陸軍部隊名は凡そ次のようにあつた。明治大正・昭和初年の男子にとつては、忘れ難い思い出となつた。除隊記念の徳利は現在でも時々農家でみられる。

郷土人壮丁の入営した陸軍部隊（昭和七年当時）は次のようである。



「帝国在郷軍人会」が東京に組織せられたのは明治四三年一月二日で、のちの首相・陸軍大将寺内正毅会長、伏見宮貞愛親王殿下を総裁として発足した。「軍人に賜わりたる勅語」の精神を体し、士氣を振作し品位を進め親睦を計り軍事知識の普及を目的とし、健民強兵、一朝有事に当るという全国一体の在郷將兵組

軍隊手牒 手牒の一部



(佐古弥之助氏蔵)

織であつた。

支部を各連隊区司令部所在地におき、市町村に分会を郡に連合分会をおき、役場には次表の秘名簿が整理された。従つてその区域に住む身を軍籍（予備校・後備役）におくものは全員加入し、総会・予備教育・簡

◎ 在郷軍人名簿

摘要		戸主 若クハ召 人住所 氏名	本籍地	徴集年	兵種部	職業	官等級	戸主 氏名	トノ 生年月日	續柄	急立區使
昭和十四年一月三日召集解除		坂野三三番地 小西與左衛門	資母村	坂野三三番地		(任官)	歩兵		文部省	中尉	少尉
一四年		坂野三三番地		(任官)		歩兵		文部省		中尉	
参拾七年参月拾八日生		小西治之助		明治		小西治之助		與左衛門長男從七位		トノ 生年月日	
参拾七年参月拾八日生		7 區									

閲点呼・招魂祭（戦没者慰靈祭）軍隊慰問・軍隊の地方行軍演習への協力・現役兵留守宅の労力援助に参加し、三月一〇日陸軍記念日、五月二七日海軍記念日にはそれにふさわしい行事を開き、町村においては毎年補助金を出し、これを育成した。簡閲点呼は当時の村の小学校庭を利用して毎年夏頃に行われた。但東町の場合、資母・久畑・矢根小学校庭が順次使用された。この簡閲点呼後は予後備役該當者について行われ、他府県に出ているものも郷里に帰つて受けるよう義務づけられ、簡閲点呼用に頭髪を丸刈りにして帰郷した。当日は簡閲点呼執行官が軍服でやつてきて軍事講演を行い、のち参加者全員を校庭に並べ、一步前進させ、役種・兵種・階級・氏名を大きな声で申告させた。それぞれ自分の名を、

「予備役陸軍歩兵上等兵何某」

というように呼んで挙手の敬礼をした。執行官はそれに答えて次々と挙手の礼をして廻った。参加者も原則として軍服で、まれに和服の者は羽織袴で、みな「奉公袋」を持参した。暑い夏他出先から丸刈りにして帰省した者、水田除草等を休んで点呼に参加した者全員に、最後の講評を行い執行官は、

「御苦労であった」

といった。

在郷軍人の春の総会は五月の戦没兵士の招魂祭の頃行われた。その招魂祭には小学生も参加して夏みかんなどを貰つた。

在郷軍人総会も村の小学校で行われ、行事として校庭で銃剣術が行われ、若い気合が校舎にこだました。

帝国在郷軍人の歌　三、郷に入りては忠良の

一、建国二千有余年

神聖比なき皇國の

世界に負へる大使命

果すは誰のつとめぞや

四、つとむる業は異れど

吾等が此の身この命

出でてみくにに捧ぐべき

二、朝日輝く旗風に

迷妄の雲払い去り

み国を護るまごころは

吾等が胸に燃ゆるなり

正義の利劍人類を

救いただすは何時の人

(以下略)

第七節 明治時代の農村生活

一、その変化

封建制における貢納が、地主への年貢に変つても、身分的諸拘束から開放され、貨幣経済と商品流通が発達してくると農村の生活も大いに変つてきた。移転の自由が得られ、通信や交通機関が発達してくると、小作農の収入だけで喰えない農民は漸次発達してくる工場へ労働者として雇われ、女子も綿糸・綿織物や製糸工場へ働きに出掛けるようになつたし、それらの労働力を周旋する周旋屋が村に入り、前金をおいて労働契約を結んでゆくようになった。また前述の丹波丹後方面の山林労働をはじめ、大きな土木工事や鉄道や道路工事があると、人夫として出稼ぎに出るようになった。とくに冬季の酒造や醤油等の出稼ぎも、それぞれの手蔓を通して出稼ぎが定着してゆくようになった。若い小学校卒業生等の、都市の商家への丁稚奉公も行われるようになった。

とくに徴兵制が布かれ、甲種合格の壯丁が入隊し、連隊所在の都市生活に馴れ、除隊してくると、農村生活の中に急激に都市の文化と生活様式が持込まれるようになった。また義務教育制の実施も、児童の服装・言語・知識の変化をもたらす大きな原因になつたし、それらを通じて、家庭の自給経済は、否応なしに商品経済への移行を不可避のものにしていった。

このようにして、農村の食生活も米麦を主食とするようになり、手織木綿や麻などの衣服も、購入の木綿着に変った。しかし洋服を着るのは警官と先生であつた。明治前期は草履や雪駄・下駄が農村の通常の履物で、靴は洋服と共に警官と小学校の先生がはいていた。しかし作業用旅行用にはわらじが用いられ、日清・日露戦後農村にも漸く地下足袋が普及するようになり、耐久力と保護力が強く、土方・大工など賃金稼ぎの職人の間に普及していった。明治末期頃には布底からゴム底となり、雨の日や雪中作業も楽になつたが、一般には普及がややおくれた。

このようにして、農村の経済は封建制度下の貢納が地主制の現物小作料に代り、農民は依然として貧困かつ多忙の低い生活を余儀なくされた。その基礎は入会林等からの燃料・住宅用資材・肥料飼料の自給等、山村特有の広汎な自給経済への依存と、低い生活水準を維持することにあつた。その点では自給経済的な「くらし易さ」はあつたが、田畠等の経営規模は小さく、農業所得の低さを零細な和牛飼養繁殖・養蚕・炭焼き等の丹念な労働で補つて來た。その上冬の出稼ぎや、あらゆる日雇賃稼ぎで生活費の不足を補う必要があつた。結局経済的には現物小作料の高さ・日雇い労賃の安さが悪循環となつて低賃金水準を構成し、農業経営の零細性と相まって経済的には「働くけど働くけど生活の樂にならぬ」農村経済を構成し、そこから脱却することができなかつた。しかし生活そのものには若干の余裕もあつた。

このため農村の過労を救う途は、一つは慣行としての休業日の設立と、民間信仰行事・神社佛閣への参詣を中心とする骨休めしかなかつた。

但東町奥藤の佐古弥之助氏の明治三三年(一九〇〇)頃の手記・日誌等によれば、明治時代の農村における慣行

的休日・休養日は次のようなものがあつた。

イ、こと休み

旧二月八日に慣例として各戸小豆飯アズマシを炊き、川柳（かわのやなぎ）で十二対（一二ヶ月の意味）の箸を神前に供え終つて、これを藁縄で編み戸外の樹木にかけて神に供える。

ロ、一番こと

部落の若朋友（青年）の年中行事で、午前から若衆宿に集つて食事を作り、生栗の木で大箸一二対を作り、神前に供えたのち、なるべく人目につき易い大きい木の枝にかけて神に供え終夜歓談した。文字どおり鯨飲馬食、翌日休業し一層の親交を約束する。当時の青年は人数も多く、氣力も團結力も盛んで部落の一勢力であり、協同事業にも努力し公共事業にも進んで加わり、神幟の寄進、祭具の新調補修、とくに明治二八年には大將軍神社前の大石灯籠の建設など、見るものの驚きと感嘆そのものだつた。

ハ、少年達の行事としては何といつても村の氏神の宵まつりで、各戸祭りの小丸神灯を自費で新調し、例祭の前夜と本祭りの夜、両神社の参道両側に数灯づつ献灯し、夜は全員、境内に席をしき、夜通し火を囲んで奉仕し、夜明けとともに散会した。

そのころ部落には何の娯楽もなく、勿論菓子の小売店もなかつた。小売店は一部には計画もあつたが、部落全体の経済的不利という意味で非難を恐れて実現せず、「便利は不経済の根元なり」との考へだつた。が、酒は各戸の実績によりある数量を限り、また自家用に限り濁酒（どぶろく）を認められ、各戸ごとに許された数量を木札に書き、許可印を押したものを持げて飲み、また来客に対する唯一のもてなし（待遇）とした。

(正式の許可かどうかは疑問)

また村内には地蔵祭り・庚申さん・山の神等の祭りがあり、日を決めて一日または半日休んだ。その他農作業や山仕事初め等の行事として不動明王を祭り、愛宕神社を祀る等、村内にも小さい民間信仰による祀りがあつた。村はずれに昔から老人や子供の集まる觀音堂などがあつた。

山村で最も派手な民間信仰の祭りに愛宕神社の火祭りがあつた。多くは小山の頂にあり、参道は急坂で元氣者でも苦しいほどの道。祭日は盆の二四日で、当番は前日に参道修理、こも払いを行い、のぼりを立て、その日は神前にて部落からお供えの神かみ酒さけをふるまう。夜は親戚、古い友人を夕食に呼び歓談する。また何時、いつごろからか、数百メートルの田んぼ道に数百本の松明まつともの献灯さげとうを行い、あざやかな松明の火は、さながら火の海のような壯觀さうくわんを極めた。またわら束に火をつけ振り廻す「大振り」を行われ、火の祭典にふさわしい行事で、隣村からも見物に来るほどの盛觀せいくわんであつた。

その他敬神行事として次のようなものがあつた。

1、氏神講（伊勢講ともいう）

近所ごとに宿を廻りもちで春秋二回。賽錢と白米五合・料理もの野菜を持より、春は正月一九日正午。秋は一〇月一八日夜とし、深夜まで話す。

2、天皇講

部落全員、正月中に午後集会し、宿は部落の廻りもちで、餅の焼祝い豆腐汁。

3、お日待ち

部落全員、正月中に総代の家に夕食後集会し、夜食を出す。徹夜で歓談して、翌朝の日の出を待つて拝礼し散会。

4、三夜待ち

部落全戸、総代の家に夕食後参會し、拝神し歓談する。月の出をみて拝神し、散会。また村外の神社佛閣への農閑期の代参が行われた。

① 伊勢神宮代参

部落代表二名に部落のきめた手当を支給する。親戚近所友人から餞別あり。帰村当日は、各戸から部落入道まで迎え、同道して氏神に参拝報告す。その夜は親戚と親しい者とを招き夕食を出し、旅行の思い出や参拝の模様を報告する。またその招待を受けたものは時期をえらんで「酒迎え」の席に招く。帰宅の翌日には部落全戸に神札と土産ものを配る。

② 天皇講（広峰神社）

毎年二名で、なるべく春季大祭（四月二日）参拝し、部落担当神官宅に宿泊し歓待うけ、帰宅後、神札をこもり堂に祀る。

③ 西の妙見

毎年二名づつ植付後、八鹿に宿泊し山麓の日光院に参拝。のち自転車が用いられるようになつてからは、名草神社まで参拝した。

④ 浦島神社（もと京都府本荘村現伊根町）

植付後一泊二日で毎年二名参拝。等が行われたといわれていた。

二、日用品の価格

まだ物価指數や物価統計の整備されていない明治時代の物価については、近世後期における矢根の「大石家文書」のように、丹念に記載されたメモや日誌等の文書によるより他はない。奥藤の佐古弥之助氏はその文書で明治二年以降の諸物価を丹念にメモしているので、この「佐古文書」によつて明治時代の生活用品の価格の推移をみれば次のようであつた。

図表56 生活用品価の推移抜萃

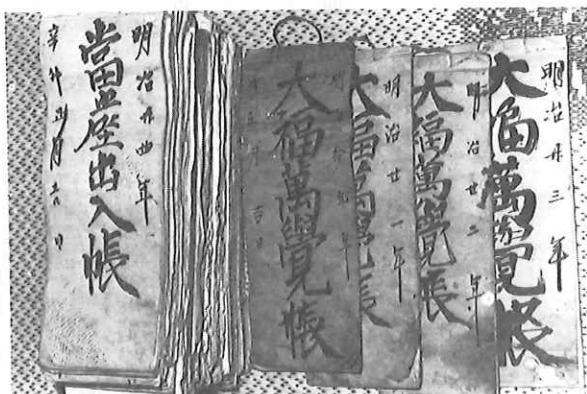
				品名	年次
一石 八 リ ツ ト ル	卵 一 ケ	一 錢	六 錢	米 六 〇 四 斗 俵 一 升 キ ロ	明治 二 二 年
八 二 錢 屋	豆 腐 一 丁			酒 一 升 ハ リ ツ ト ル	二 三 年
八 二	○ 砂 糖 六 K g k			砂 糖 一 斤 六 K g k	二 四 年
四 錢	○ 豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	二 五 年
三 三	三 六 雜 魚 七 百 匁 ラ ム			豆 腐 一 升	二 六 年
三 三	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	二 七 年
三 三	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	二 八 年
八 一 七	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	二 九 年
七 七	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	三 〇 年
五 七	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	三 一 年
六 七	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	三 二 年
六 六	豆 腐 一 升			豆 腐 一 升	三 三 年

第五章 現代における旧三村の成立

職人給	日雇賃	丹薪后値	鹽	醬油	石油	卵	雜魚	豆腐	砂糖	酒	米	品名	年次	職人給	日雇賃	鹽一俵	一醬油八升一ツトル
														人	人	人	人
三五 錢	八 錢		二〇 錢	六 錢	二 錢	八 錢	二 錢	六 錢	三〇 錢			三明治四年	二〇 錢	六 錢		二〇 錢	
			二〇	六	二	八、五	二、三	四	三	五、二〇 錢		三五年					
			二〇	六	二	七、五	二、三	六	三	五、四〇		三六年					
四〇	三五 錢	一〇	一〇 門錢	三	三	二	〇	四 錢	五	三	五、三	三七年				一〇	
四	三〇			三五		二	三	五	五	三	五、六	三八年					
	三〇			二〇	二〇	二	三	五	六	三	六、二〇	三九年		三			三
	三〇	④ 五 錢				二	五、八	二	六、五 錢	六、八		四〇年			六 錢		
	"				二、五	三		七		六、二〇		四一年					
畜	呪	"	呪			三	三	三	七	四	六、四〇	四二年		三〇		元	
畜	呪	三	翌			二、五	六	三	七	四〇		四三年		三		七	
畜	吾	三、五				三	三	三	六	四	六、五〇	四四年	四〇			三	
畜	吾		畜		三		三		四	四	六、二〇	四五五年	三五			二〇	

るところが知られた。

後米一俵当り価格表」と比較してみると、一二二年には一円以後二円台が続き、二八年四円、二九年五円七二銭三〇年四円一六銭、三三年三円台に落ち、三五年から再び四円台となり、やはり四四年には六円一六銭となつておおり、この資料とほぼ一致している。市場価格の「一物一価」制がこの山奥の山村にまで完徹していることが知られた。



「当座覚帳」 佐古氏蔵

この調査は佐古氏が自ら同家の「当座帳」から抜粋されたもので、氏の自宅が但東町の最東北端の奥藤という地域に在ることから、果して但東町全体の平均的な物価の推移を代表するものがどうかを氏自ら「注」で書かれている。しかしその当時はそれほど地域差が大きくなかったし、このように累年の物価を丹念に記帳された記録はないので、この資料によつてみれば次のような動向が知られた。

まず米についてみると明治二年一俵二円八銭であつたが、二三年には三円二〇銭となり、二六年には二円九〇銭に下落し、二七年には三円二八銭、二九年には四円台となり、三一年に六円四〇銭とハネ上つたが、三八年まで五円台が続いた。しかし三九年にはまた六円一〇銭となり、四四年まで続いている。かくて明治四五年には八円二〇銭となつていて、これを「天明以後米一俵当り価格表」と比較してみると、一二二年には一円以後二円台が続き、二八年四円、二九年五円七二銭三〇年四円一六銭、三三年三円台に落ち、三五年から再び四円台となり、やはり四四年には六円一六銭となつておおり、この資料とほぼ一致している。市場価格の「一物一価」制がこの山奥の山村にまで完徹していることが知られた。

酒は明治二三年一升二三錢、二三年一七錢となり、二六年から二九年まで一五錢、三〇年代から二一錢に上り、以後三三年まで二〇錢台、三四四年から三〇錢台となり、四一年から四〇錢台となつていた。

砂糖は二五年一斤(〇・六kg)一〇錢、二九年一四錢、三三年一六錢、四〇年に一錢となり、四一年一七錢となり、四五年二四錢となつてゐる。豆腐は一丁二五年に一錢五厘、三一年二錢台となり、三七年四錢、三八年九年と五錢に上り、以後三錢となつてゐた。雑魚は干小など、「いり」ともいゝ、小魚の干した調味料で二年一〇〇匁六錢、三一年八錢、三七年から一〇錢を越えるようになつてゐる。卵は二二年一個一錢、二二年二錢となり、二七年七厘に下り四一年より一錢五厘、四四年より三錢となつた。灯油は二三年一升八錢二厘、二五年一四錢、二九年一八錢となり、以下若干下落、三七年に二三錢と以後二〇錢台となつてゐた。醤油は二三年一〇錢、三二年に二〇錢台となり、三八年の二五錢を除き二〇錢を維持してゐた。また日雇労賃は明治二二年一日一六錢、職人の給料手間賃は二〇錢であつたが三〇年代から双方とも三〇錢となり三七年に日雇三五錢、職人四〇錢となり、四四年には日雇五〇錢、職人給は六〇錢となつてゐた。物価に対し、如何に安い労賃であつたかが知られた。

第八節 大正昭和初期の三村

一、大正時代の農村経済

1、米価と米騒動

大正三年（一九一四）第一次世界大戦が勃発すると、物価はうなぎ上りに上昇し、労働者や農民の実質賃金や所得は極度に低下していった。とくに大正六年頃から、米価が高騰しあじめ、一石一五円の米が、半年後に二〇円にハネ上った。翌七に入るとき金持ちや商人の米の買占めがはじまり、投機をあおり、小売値で一升普通価格五〇銭を越えた。この暴騰は現物小作料を得ている地主はもうけたが、米つくりの農民は却つて飯米に困った。とくに米を購入する必要のある漁民の生活を極度の生活難に陥れ、米騒動は大都市の消費者からではなく、富山県新川郡の一漁村の主婦の間から起つた。「このままでは餓死する！米を安くしろ」と米倉を襲つた。この実力行使はたちまち全国に拡がり、都市に農村に一道三府二二県に拡がつていった。またその頃シベリア出兵が伝えられ、戦争の不安が高まり、農村では小作争議が続発していった。

大正年間から昭和初期にかけての、当時の地主の経済を知るものとして、前述の大石家の文書から、大正三年、八年、一三年及び昭和九年の収支計算をみれば次表のようである。詳細は明治時代に見た通りであるが、これによつてみても、大正三年（一九一四）の収入一万五、一五七円、支出一万五、〇三二円に対し、預金の

第五章 現代における旧三村の成立

図表57 大石家による収支計算書

項目		年 代	大正3 (1914)		大正8 (1919)	
收 入	米代・年貢	円 銭	5,725.03.3	37.8%	17,711.41.5	36.1%
	預金引出		4,420.00.0		25,951.00.0	53.1
	配当		3,673.34.0		2,573.48.0	5.3
	元利		1,041.43.3		2,190.59.2	4.5
	無尽		230.50.0		111.90.0	0.2
	その他		66.90.7		449.80.0	0.9
	計		15,157.21.3		100.0	100.1
支 出	公課	円 銭	2,465.38.7	16.4%	4,324.43.3	9.0%
	生計費	食費	217.83.7	9.2%	804.78.7	11.6%
		住居費	189.62.5		1,077.39.6	15.6
		光熱費	3.07.0		47.33.0	0.7
		被服費	730.15.5		2,095.61.0	30.3
		諸不明	1,213.00.5		2,828.61.2	40.8
		不計	8.50.1		69.36.0	1.0
收 入	生産費		378.94.4		2.5	2.4
	投費	預金・公債	4,624.04.0		17,410.88.0	53.0
		株主・公債	1,680.16.0		9,251.00.0	28.2
		無尽	97.30.8		265.87.5	0.8
		土地	885.05.0		4,440.00.0	13.5
		不明	866.42.0		1,479.10.0	4.5
		計	8,152.97.8		32,846.85.5	68.2
支 出	返金	その他	1,614.96.9		15.30.0	
			57.09.5		2,966.10.5	
		計	15,031.56.6		100.0	100.0
	米価指數		186		426	
項目		年 代	大正13 (1924)		昭和9 (1934)	
收 入	米代・年貢	円 銭	10,152.06.6	17.2%	円 銭	34.7%
	預金引出		46,464.75.0		10,638.23.0	59.4
	配当		1,404.79.0		186.00.0	1.0
	元利		380.12.0		187.37.0	1.0
	無尽		359.98.5		274.20.0	1.5
	その他		58,761.71.1		429.44.0	2.4
	計		100.0		17,920.07.0	100.0
支 出	公課	円 銭	8,654.74.4	14.0%	4,318.28.0	24.6%
	生計費	食費	605.94.3	11.3%	112.88.0	3.0%
		住居費	183.39.0		37.94.0	1.0
		光熱費	132.00.0		92.82.0	2.5
		被服費	1,763.87.0		272.68.0	7.4
		諸不明	2,670.57.5		3,160.32.0	85.4
		不計	5,355.77.8		25.88.0	0.7
收 入	生産費		1,452.8.70		439.94.5	2.5
	投資	預金・公債	32,849.55.0		5,408.96.0	
		株主・公債	81.67.0		74.3	
		無尽	50.00.0			
		土地	32,981.22.0			
		貸金	12,953.99.4			
		計	195.14.0			
支 出	返金	その他	21.0		1,776.57.0	
			0.3		2.20.0	
		計	61,593.74.6		100.0	
	米価指數		393		17,523.57.5	
					100.0	
					225	

注 米価指數は明治13年(1880)=100

引出しが四、四二〇円となつてゐることが知られるし、その預金引出しによる収支計算の埋合せは、大正一三年(九三四)には四万六、四六四円に、昭和九年(二七四)には一万六三八円に達してゐることが知られる。このようにして、現物小作料を中心とする地主制は維持され、米価指数は、明治一三年(八八〇)を一〇〇として一二五を示し、二倍以上に高くなつた。しかし、所有田の規模が小さく、地主としての生活は困難となり、金融資本家としても、縮小再生産の途を辿つてきたことが知られる。

2、畜産業の動向

大正年間の畜産業、とくに但東町の特産であつた和牛産犢について、前記「出石郡役所事蹟」では次のように述べてゐる。

由来、本郡の畜産は農用の外、犢牛の産地を以て誇りとす。従て優良種牝牛の保留は、寸時も忽にすべからざる一大生命なりとす。しかるに從来淳朴なる當業者は、常に奸商輩に籠絡され、将来有望の種牛をも徒らに他人に転売または交換を余儀なくせしめるなど、當業者の損失は勿論、ひいて郡の計画を破壊し、斯業の発達を阻害するの虞あるを以て、これら奸商輩の存在を駆逐し、この弊害を除去すると同時に、犢牛の販路拡張を図る目的を以て曩に畜産組合を組織し、その事業として家畜市場を經營せしめ、爾來銳意助成の結果、所期の目的を達成し現今の隆盛をみるに至れり。當時、該組合の設立にあたり確實なる記録のしめす所にはあらざるも當時を追憶するものの伝うる所によれば、郡内牛馬商人の反対甚しく、郡当局に白刃を以てせまるなど、之が設立の苦心思い半に過ぐるもの多し。時代の推移に依り、畜産經濟の収支償はざるの偏見を以て、近時頭数の漸減を示し、目下においては

農家二戸につき一頭の割合にして、年々郡外より農耕用として三百五十頭内外の鞍下牛を借り入れつつあるの状態なるを以て、之を防止するとともに、蔓牛頭数の増加に努力し、将来二戸につき一頭の割合を目標とし、六百三十余頭に増すの計画を樹立し、極力奨励に努めつつあるの現状にして、之を放任せんか、労資の関係上年々減少するの傾向となり、土地の改良、肥料の自給など農家の経済上由々しき問題なるを以て、之が奨励に努力しつつあり、其の効果は相当顯著なりと云うべし。

と、のべている。もつて当時の旧村内の畜産の状況を知りうるであろう。

3、養蚕業

また養蚕業の発達とくに、明治末期から大正年代における出石郡の養蚕業については、次のようにのべている。

蚕業は本郡農家唯一の副業にして、其の年収入金約八〇万円に上るの状況に在るを以て、本郡とし将に農家個人とし其の消長は実に経済上重大なる関係を有するに依り、之れが奨励には従来多大の努力を拂い来れり。

即ち極めて最初にありては飼育技術の向上を計るため町村ならびに部落に対し教師の招聘を極力奨励し、品質の向上を計るため但馬、丹波七郡における蚕業共進会の開催を懇意し、郡自ら之に加入して充分の努力を効し、なお時勢の進運に伴い組合設立の必要を痛感して、重要物産同業組合法による蚕業同業組合の設立を勧奨し、県下第一着手として大正五年組織せしめ、以来これを中心として斯業の発達助成に努め組合員の福利増進に盡瘁しつつあり。なお一般的直接の指導としては當業者中、往

往時代の趨勢に疎く徒に旧慣を踏襲し、經營法を誤り違作るいは桑葉高価のため、損失を招来するなど遺憾の点、今なお相當に認めるを以て、之が救済策として桑園及び家族数などを基礎とせる、確実適應なる經營方針の確立を要望し、各町村及び産業団体をして之が基本調査を実施せしめ、かつ労力按配の関係を顧慮し、春蚕偏重の弊をのぞき、夏秋蚕併育に努めしむる様指導に努めつつあり。之に付隨し桑園改良の基本ともいうべき、桑園需給の関係を調査するに、毎年購入苗木代として郡外に支払うべき代金は、約二万乃至三万円に上りつつあるを以て、之を防止すべく桑苗自給の計画を立て、町村及び産業団体を鞭撻し、なお郡駐在技術員をして接木技術の普及伝達に努めしめつつあり。

昨大正一四年、実生種子蒔付の当時に於て、震災の厄に遭遇し大打撃を被りたるも、なお郡内自給実生接砧約四十万余本の育成を見、本春來各種の方法を講じ、機会ある毎に當業者に其の必要を宣伝徹底に努めたる結果、當業者も郡役所の方針に自覺しきたり、本年に於てはなお其の数は著しく増高の見込にて、この方針を継続するにおいては将来、自給自足の域に達せしむるの確信を得るに至らしめ、現在本郡の產蘭八万余貫をして、今後五カ年後においては一五万貫に達せしむることを得るの見込み、確実なるに至らしめ得たり。

4、大正時代の生活用品等の價格

前掲明治時代の物価に統いて、大正年代（一九二一—一九三〇）の諸物価の推移を佐古文書によつて見れば次表のようである。

但し明治時代と比較すれば若干の調査品目の差がみられ、大正に入つて一般家庭の照明用の「石油」が調

図表57 大正時代の生活用品等の価格

職人給	日雇	塩	醤油	薪	石油	卵	雑魚	豆腐	砂糖	酒	米	に量品 同は別 じ明・ 治数
												八、円 銭
			翌			三	三	三	四	四	八、円 銭	元年 大正
右 吾				七		三	三		六	四	八、三	二年 "
右 異					五		四		五	四		三年 "
右 異	翌	翌	三	五		七	五	五	三	四、吾		四年 "
		毛			六	六	三	二	四	四、七		五年 "
右 異	翌	右 異	四				三	二	二	四	八、〇	六年 "
一、右	一、二					三		三	三	七	四、七	七年 "
一、〇	一、吾	一、〇			七		三	八	三	三	一、五、四	八年 "
一、〇	一、吾		五		七	三			毛	六	一、六、〇	九年 "
一、吾	一、〇	二、七	六		七	三			四	六	一、三、〇	十年 "
	一、〇	二、七						三	一〇	七	一、三、〇	十一年 "
	一、四	二、七						八	三	六	一、三、〇	十二年 "
		二、七	三			八	五	九	三	六	一、五、吾	十三年 "
		一、七			八	四	四	一、四、五	四	七	一、六、〇	十四年 "
一、三	一、六	二、四	三		八	四	九	六	一〇	一、四、〇	十五年 "	

査に加えられている。大正三年(一九一四)一升二五錢であつた灯油が、八年の第一次世界大戦後七〇錢となり、その後変化なしに、電灯時代に入ったことが知られる。

米は大正元年一俵八円二〇錢が一二年には一三円。酒は一升四八錢が九〇錢に、砂糖は大正元年二四錢が六四錢に上つてゐる。

豆腐は大正元年一丁三円が一二年には八錢となり、雑魚は百匁一三錢が三二錢、卵は三錢が、九年には七錢となつてゐる。醤油は一升四五錢が大正一五年には三九錢に下つており、塩が一俵五五錢から一五年には二円四五錢に上つてゐることが知られる。また日雇労賃は大正七年の一円二〇錢、職人給は一円六〇錢が一五年には一円六〇錢と、二円二〇錢と格差が生ずるようになつてゐる。

この価格は昭和初年の不景気のためほぼ安定していた。佐古文書は丹念にそれを書き止めた町民の手による町民の記録であつたといえる。

二、大正時代の旧三村行政

1、高橋村の諸動向

大正から昭和初期における高橋村の状況と、この間における村政の諸動向の主なものを、村役場資料によつてみれば次のようである。

まず明治三二年四月の高橋村条例第一号の「区会条例改正の件」に関し、出石郡長は大正九年高橋村委会その意見を諮詢してきた。高橋村委会で議決した「高橋村区会条例」は次のようなものであつた。

一經第九三二號ノ一

高橋村會

其村區會條例左ノ通改正セントス依テ町村制第百二十五條ニ依リ其會ノ意見ヲ諮フ

大正九年八月九日

兵庫縣出石郡長 柴原琢

條例第 號

高橋村區會條例

第一條 町村制百二十五條ニ依リ所有財産及營造物ニ關シ大字正法寺、平田、栗尾ニ平田區會ヲ、佐

田、久烟、後、東中、小坂、大河内、藥王寺ニ久烟區會ヲ設ク

第二條 區會議員ノ定數ハ平田區八人、久烟區十二人トス

第三條 區會議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補闕議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第四條 區內二住所ヲ有スル村公民ニシテ其區ニ於テ直接村稅ヲ納ムル者ハ總テ選舉權ヲ有ス 但シ

公民權停止中ノ者又ハ町村制第九條三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝國臣民ニシテ區ニ於テ直接村稅ヲ納ムル者ノ額區內ニ住所ヲ有スル村公民ノ其區ニ於テ最モ多ク納稅スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ前項ノ要件ニ當ラスト雖選舉權ヲ有ス 但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及公民權停止ノ條件又ハ町村制九條第三項ノ場合

ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル前二項ノ直接村税ノ納額ハ選舉人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ル

第五條　區内ニ住所ヲ有シ其區ニ於テ直接村税ヲ納ムル者ニシテ村會議員ノ被選舉權ヲ有スルモノハ被選舉權ヲ有ス

區ニ對シ請負ヲ爲ス者及其支配人ハ被選舉權ヲ有セス

第六條　町村制第十五條中町村會議員ノ在職失職ニ關スル規定ハ區會議員ニ之ヲ準用ス

附 則

舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ第四條ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス　但シ復權ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス本條例ハ發布ノ日ヨリ五日ヲ經テ之ヲ施行ス

明治三十二年四月高橋村條例第壹號區會條例ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本條例施行ノ際現ニ區會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其職ヲ失フ

理 由

現行條例ハ舊町村制施行當時設定シタルモノニシテ設定以來二十數年ヲ經過シ町村制ト對比セハ其ノ適當ナラサル者不尠茲ニ本條例全部ヲ改正スル所以ナリ

また大正二年八月、「高橋村の協定規約」を制定した。この規約は村内の諸行事が形式に流れ、どうしても従来の慣習から離脱できず、ともすれば村中の交際・慶弔行事が華美に流れ易いので、村の共同の規制でそれを改めんとするにあつた。それは共同体としての村行政の重要な役割でもあつたが、現在の複雑な行政事務から見れば、極めて悠長な倫理的規定で、その行政的効果もそれ程明確にできないものであつた。

例えば、

高橋村協定規約

第一 時間ヲ勵行スベキ事

イ早起早寝ノ習慣ヲ作ル事

ロ諸會合祭禮葬式其他出役等必ズ時間ヲ違エサル事

ハ多衆會合スル場合ニハ徒ニ謙讓セズ直ニ相当ノ場席ニ着キ以テ時間ヲ節約スル事

第二 諸税協議費及諸拂金ハ必ス期限ニ遅レサル様スベキ事

第三 結婚年賀祝宴ノ制限

イ宴席ニ於ケル酒杯ノ獻酬ハ衛生上并經濟上一日モ捨テ置キ難キ弊風ニ付自今之ヲ打破シ相互或ハ

一齋ニ杯ヲ舉ケ以テ獻酬ニ代フル事

ハ婚儀年賀ハ一家ノ大禮ナリト雖モ必ス分度ヲ守リ華美ヲ避ケ實質ヲ旨トスル事

ニ諸種宴會食膳ノ分量品種ハ其席ニ於テ食ヒ盡シ得ラル、程度ニ止メ送リ膳ハ衛生的見地ヨリ之ヲ廢止シ若シ絶對ニ送リ膳ヲ必要トスル場合ハ飲食物以外ノ物品ヲ以テ之レニ代フヘシ 但婚儀

ノ場合新客親族ハ此ノ限りニ非ラズト雖モ専ラ節約ヲ旨トスベシ

ホ宴席ノ大杯ハ之ヲ使用セサルコト

但儀式上用フル杯ハ其度數ヲ極限シ（可成一回）容器ハ一合入以内ニ限ルコト
ヘ結婚ノ前後結納開キ衣裳見ノ如キ虚禮ヲ廢スルコト

第四 葬式佛事其他不祝儀ニ関スル制限

イ葬儀ハ人生最モ悲哀ノ大禮ナリサレバ會葬者ハ死者ニ對シ哀悼ノ誠意ヲ表シ家族ニ向ツテハ充分同情ノ念ヲ持チ禮ヲ失セサル様注意スルコト

口葬儀ノ際ハ止ムヲ得サル場合ノ外死者ノ宅ニ於テ飲食ヲ爲サ、ルコト并夜講以外ノ者ニハ飲食物ヲ供セザルコト

但親族ニ就テハ此ノ限ニアラズ

ハ葬儀ノ際ハ死者ノ家以外ノ者ノ内ヨリ適當ナル者ヲシテ飲食物等ノ取締ヲ爲サシムル事

ニ葬儀ノ禮招（七日呼）ハ全廢スル事

ホ佛事ハ必ス精進トシ質素ヲ旨トシ年忌毎ニ祭祀ヲ怠ラサル事

第五 雜 件

イ雛祭及五月幟ヲ廢スル事

ロ出生ニ関シ祝儀トシテ小きれ等贈與ヲ廢スル事

ハ病氣見舞トシテ飲食物ノ贈與ヲ廢スル事

以上

右之通協定堅ク實行スルモノ也

大正十一年八月十五日

また大正一四年(一九二五)一月より施行される「戸主会々則」が制定された。

高橋村戸主會々則

第一章 名稱

第一條 本會ハ高橋村戸主會ト稱ス

第二章 目的

第一條 本會ノ目的左ノ如シ

- 一 健全ナル國家觀念ノ養成
- 二 自治ノ觀念ノ涵養
- 三 時代ノ趨勢ニ順應スルコト
- 四 隣保諧和彼此共濟ノ實ヲ擧クルコト
- 五 生活ノ安定方法ノ講究

第三章 組織

第三條 本會ハ本村ニ現住スル世帯主ヲ以テ會員トス

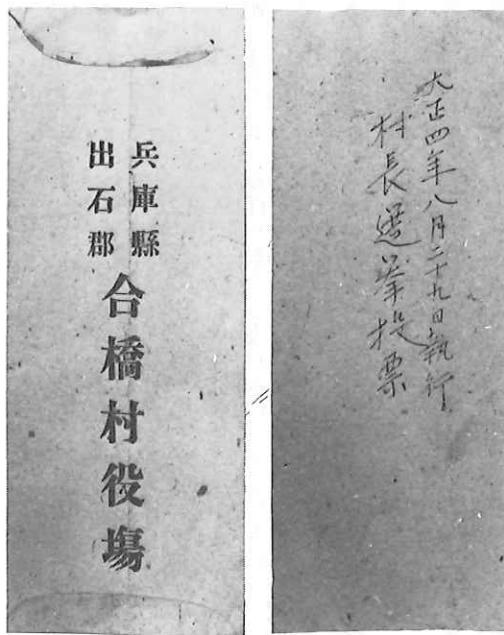
第四條 本會ハ各部落ニ支部ヲ置キ其會則ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ本會長ノ認可ヲ受ケル

というもので、会長・副会長をおき、毎年一回若くは二回総会を開く、事業は各種の講演会・講話会・講習会を開く、また各種の品評会・共進会・展覧会等を開き、視察旅行を行い、選奨を為すこと等を規定していた。またこの戸主会は支部を設け、支部管内に現住する世帯主を支部会員とし、戸主会に定めた事業を各支部においても行うこととしていた。この組織は終戦後「高橋世帯主会」に改稱し、一定の基本財産を管理し必要な事業を行ふことこんに至つてはいるが、その出発点は大正一四年創設の「戸主会」にあることはいうまでもあるまい。

2、大正昭和初期の合橋村

(1) 大正初期の合橋村の状況

大正四年には大正天皇即位の大典が行われ、但東町もそれぞれ趣好を凝した慶祝の出し物を作成し、小学生は旗行列をして奉祝した。合橋村ではこの年八月二九日村会で村長に大石藤兵衛を選出（一〇月一五日認可）した。



村会議員による村長選挙投票入りの封筒

(2) 合橋村分村問題の経緯
 大正年代における町村内的重要な事件としては、小学校高等科設置に関する合橋村の分村問題の抬頭がある。これらは教育行政史の面でも取扱われるべき問題であるが、その経過については、調停の任に当つた「出石郡役所事績」がかなり客観的に述べてゐるので、それによつて見れば次のようである。

合橋村の分村問題

同村は東西一里二六町、南北二里三五町、大字一六、現住戸数六三九戸人口三五五〇人にして、地域広大（県下印南郡一郡の面積に匹敵す）四区に分岐し、其の境界は峻烈なる山脈をもつて遮断せらる。これ交通最も不便なりき。故に小学校の如き四校を有し（高等科併置一、尋常科校三）その他各種の自治行政上の多大の失費を要し、経費増嵩し村民の負担郡内町村中最高に達して居れり。

明治三五年、時の村長は小学校の統一を計畫し村会に提案可決したるに、各校下の有志は忽ち会合し此の舉を無謀なりと叫び、村民の反対氣勢高調し遂に大破乱を釀したる例あり。爾後時日の経過とともに緩和し村治上に於ても特と確執を來したことなかりしも、大正一一年一月再び村理事者に於て高等科併置の小学校たる矢根校を適当の位置に移転して之を拡張し、他の三校を分教場となすの議、村会に諮詢したるに、村委会に於ても該案に賛意を表し適當の時機に於て之が実現方村長に答申したり。以上に端を發し、大正一二年七月五日同村四校下中、交通最も不便なる相田校下三部落（佐々木、小谷、相田）現住戸数一五四戸の住民村委会の答申に反対のため、寧ろ合橋村より分離し三部落をもつて独立したる一村とし、総ての行政を任意に出でんと、分村陳情書を合橋村長・出石郡長並に知事に

提出し爾後之が目的遂行に一致協力大いに努むに至りたり。

茲に於て郡長は之が原因を調査し、先づ村長に解決方を督励し、大正二一年相田校を増築せしめ分村氣勢緩和に努めしめたるも、該部落の意見強硬にして容易に解決を見ること不能、各種の迂餘曲折を経過し村長は之がため辞職を見るに至りたり。後任村長（現任村長）就職後これまた解決方に夙夜腐心したるも既に病膏肓に入れる關係上些の進展を見る不能、むしろ益紛争は高調し村税の結束滯納、隣村に分村加盟を誘導する等紛糾その極に達し、到底該村長において解決の見込絶望の域に達し、村政渋滞し村税は結束滯納のために財政また窮迫するに至る。

たまたま大正一四年一月小職就任を機とし、村長及び村有志より実情を訴へ解決方を歎願し来れり。茲に於て双方の実情を精査し、相互の主張及び意見を聴取し、數回双方の有志を招致し感情の緩和に努め、尚昨春執行の村会議員選挙に当りても、右三部落に於て結束して全々棄権の状勢を現はすに立至り居るを觀破し、若し一朝にして如斯舉に出んか、之が紛争の解決は益至難に陥るは勿論、永く将来に禍痕を残し村治上容易ならざる結果を生ずるものと認めたるにより、不敢該三部落の有志を招致し、此の際主張せる分村問題は別とし議員選挙の必要を懇諭説得し該部落より二名の議員を選出せしめたり。

爾來解決方に努力すべく双方の有志を会合せしめ本職出張して意見及び主張を聴取し、又は村長、村會議員は勿論村内有力者を招喚し解決方を懇諭指示する等前後一〇數回に亘り、漸くにしてその説得に感じ、昨大正一四年八月一五日関係双方より無条件一任これが調停方を本職に申出づるの運に進

行したるをもつて、同一九日該村長及び村會議員全部を集合せしめ本職出張、全員列席の面前に於て調停事項を開示し、明治三五年に端を発し大正一年以来紛争を重ね來りし分村問題をして関係双方円満裡に和解調停するを得たり。

爾来、永年の紛争を忘れたるかの如く村内は平和に復し、村長は安堵して村政は円滑に進行しつつあり。

三、大正期の教育

1、大正期における日本の教育

日露戦争後一時活況を呈した日本の経済界は四〇年の後半から不況の懲候を見せはじめ、「諒闇景氣」といわれる暗さの中で大正時代にはいったわけであるが、第一次世界大戦によつて活況をとり戻し、自由主義の風潮が強まつてきた。

こういう背景の中で、教育の世界では、アメリカにおいて児童中心主義をスローガンとするジョン・デューリー（一八五九—一九三二）の教育思想が導入され、児童の興味と活動を中心とし、自由にして創造的な教育を進めなければならぬというような思潮が指導的なものとなつてきた。

明石師範学校附属小学校で「自ら為すことによつて学び、生活することによつて生活の方法を学ぶ」行動主義の動的教育法を実施し全教育界に指導的役割りを果たした及川平治の実践、姫路師範学校の初代校長野口援太郎が東京池袋に「児童の村」を創設し、桜井祐男を主事とする「御影児童の村」が天下の注目を浴び

たのもこの時代である。「一切衝動悉皆満足学校」の千葉命吉が注目されたのも、雑誌「赤い鳥」「金の船」が発行され、童謡・童話・綴方・自由画・学校劇が、山間僻地の学校にも滲透していくのがこの時代である。

このような新教育思潮は、明治期の論理主義的教材觀から心理主義的教材觀への移行を促し、国語教科書においても「アメリカだより」「ヨーロッパの旅」「世界」「大連だより」「トランク島便り」「ナイヤガラの滝」「上海」「南米より」等、視野を全世界に向けさせるような教材と共に、「リヤ王物語」「サルカニ」「モモタラウ」の外、童謡・童詩などがもりこまれ、以前のかたくるしいふんい気を、ずいぶん新鮮なものに変えている。

しかし、やがて襲ってきた世界大恐慌が、この期に強まってきたデモクラシーの思想を刺戟して労農運動を引きおこし、思想問題が大きい問題となつていった。これに対して、大正一二年には「国民精神作興二関スル詔書」が出され、思想善導運動が展開され、成人教育・社会教育が重視されるようにもなってきた。にもかかわらず、ますます激化していく労働運動に対し、遂に大正一四年には「治安維持法」が制定されている。

2、大正期における但東町の教育

明治の後半から、学校がそれぞれ独自のいろいろをその教育実践の上に示しはじめたことは既に述べた通りであるが、大正期においては、更にそれがはつきりしたものになつていったようである。

例えば、明治の終り頃から、高等科に進学できないもの、中退したものを集めて、自主的に「補習教育」

を開始し、それを続けていった相田校が「社会教育」に秀れた成果を挙げているということで大正四年知事表彰を受け「金式拾円」を賞与されると共に、三木五十松校長は、知事ならびに賞勲局總裁の表彰を受け、金牌・銀盃を賞与されている。

なお、同校の大正一二年（九三）の記録を見ると、

八月一日 林間学校開始

八月五日 向フ五日間臨海学校ヲ氣比ニ開催

一一月二六日 幼稚会発会式ヲ挙行ス

一二月 校下各部落へ出張部落学芸会ヲ行フ

とある。山の中にいながら山を知らない子どものために山のよさに目ざめさせ、全く海を知らない子どもたちを五日間も海につれていて教育しているのである。父兄の中には、父兄自身、まだ見たこともない海におそれを感じた者も多く、抵抗があつたようであるが「私のいのちにかけて、子どもたちのいのちをお預りし、守ります」と、未明の校庭で挨拶した校長の姿は、今なお校下の人々に語り継がれている。当時、児童教育に注目して「幼稚会」を開設し、「部落出張学芸会」を催しているのである。

ここではまた「自由画」「自由選題による綴方」が指導され、「分団学習」「討議学習」が育てられ、昭和一四年三月には、校舎増築の落成記念の意味を含め、県下各地の図画を集めて大展覧会を催すと共に、「初等教育研究大会」を開いて、新教育の実際を公開し、相田の谷始まって以来、県下各地からこれだけの人

が集まつたことはないだろうといわれるような研究発表会をしている。「一坪農園」の経営を子どもに指導

したり、校下の秀れた人を講師とし、「薫細工講習会」を開いて子どもに受講させ、作品の展覧会を開いたり、全国的に見ても、まだほとんど見ることのできなかつた児童文の「文集」を続刊するというよう、従来の「学校」のイメージからは考えることもできなかつたような自由な発想の教育が、当時行われたのである。

当時、久畑校の「体操」も全国的な注目を浴びた。この「体操」の成果は、県下県外の教師たちをゆり動かしただけでなく、九州大学医学博士桜井恒次郎教授の注目するところとなり、度々久畑校を訪ねてその実際に目を見張っていたのである。久畑校の「体操」は「訓育」との関連に於ても注目を浴びたようで、陸軍戸山学校教官林少佐も、久畑校を訪ねて、その実際指導を視察している。大正一〇年(二九三)の研究会では「※明治五年桜井勉の次男に生る。明治三九年学位を受く。 郡内六〇名」「郡外一七名」の参觀者があり、広く各地に影響を与えることになったようであるし、翌一年の「公開研究会」には、県下各地から一二〇名が参集している。(学校体育の先駆者といわれた。昭和三年歿、五七才)

それ以後、久畑校だけでなく、「東部三村」の高学年児童を集めた「体操指導」が催されるなどして、郡内・郡外・県下・県外の「体育」の上に影響を及ぼしていった。この久畑校の「体操」は、昭和に入った後も、広く指導的な役割を果たしたようで、記録を見ると、京都府下の高校生が教師と共に、体育視察のため、久畑校を訪れてもらっている。

体操器具・設備が、各校に亘つて着々整備されていることも、大正期の特徴のようである。

相田校の部落巡回学芸会は前述の通りであるが、「学芸会」というような学校行事が各学校で行われはじめているのも、先に述べた自由主義教育思潮の影響を受けてのことであろう。太田校では大正三年に既にこ

れを催しているし、大正四年の記録には「大正四年二月二十五日、午前十一時ヨリ学芸会ヲ兼ネテ母姉会ヲ開催ス。学務委員太田吉右エ門氏ハジメ母姉ノ会スルモノ六十余名、児童ノ学芸ヲ演ズルコト六五番、太田吉右エ門氏ヨリ婦人ノ任務ナル題ノモトニ滑稽マジリノ演説アリ。校長江崎万寿夫ヨリ児童ノ養育ナル演説ヲナシテ午後五時閉会セリ」とある。

学校行事の中に「修学旅行」ということばがしばしば現われてくるのも大正期に入つてからのことである。明治時代にも既に行われていたようであり、明治三三年（一九〇〇）の太田校の記録の中に「五月四日本校第四学年生ヲ引率シ、宮津ニ向ヒ修学旅行ヲナシ翌日帰校セリ」とあるが、これが一般化しはじめたのは大正期に入つてからのようである。もちろん、最初の頃は、「大正三年五月三日、修学旅行トシテ丹後国与謝郡天橋立ニ至リ夕刻帰校ス。但シ尋常五六年生ノ中身体健康ナル児童ノミ一五名ナリ」（太田校）といつたような形のものであった。太田校から天橋立迄往復六〇キロメートルを徒步で修学旅行しているのである。矢根校においても「第六学年児童三六名国村校長・中澤・藤田両訓導ニ引率サレ、竹野浜ニ修学旅行ヲナス」（大正一一年）と記録している。

もちろん、この頃でも高等科児童は鉄道を利用したようで「高等科第二学年児童一名、桃山御陵参拝ノタメニ出発（大正一〇・三・二一一二四）とか、「高等科児童二一名、国村校長・牧井・藤田両訓導・南田初・大石重一引率伊勢参宮・帰途桃山御陵参拝、大阪市見学、二七日帰校セリ」（大正一一・三・二四）というような三泊四日くらいの修学旅行の記録が見られる。（矢根校）

相田校が大正一二年の夏「臨海学校ヲ氣比ニ開設」したことは既に述べたが、おなじ大正一二年の夏、中

藤校が一週間に亘つて「与謝郡府中（注・宮津市）二臨海学校ヲ開設」している。

明治の頃、郡として、あるいは郡東部・合橋・高橋・資母というような「聯合」の形で行われた「行事」は、大正期にも引き継がれており「本郡東部小学校聯合体操競技会を本校（矢根校）ニ於テ開催ス」とか、「本校（平田校）ニ於テ、合橋・高橋六校・裁縫競技会アリ」（一〇年）、「郡主催裁縫競技会」（一二年資母校）というような記録が見られる。

明治の末頃、各校が地域の産業に寄与するような教育をと考へはじめたことは、大正時代に強調されるようになつた思潮の影響も受けて、さらに強化されている。

早くから「女子教育」に注目してきた「資母校」では、大正四年「本校附設裁縫専修学校ヲ資母裁縫学校ト改称ス」とか「女子青年漬物講習会開催」（一二年）「割烹講習本日ヨリ三日間」（一二年）とかいう記録を残している。

太田校でも、青年会を開いたり、一般の校区民を集めて「畜産講演会」「林業講演会」「蚕業講習会」をつぎつぎに行うと共に、児童に対しても、米検技手（のちの食糧検査官）を招いて「表装講習会」を開いて受講させたり、四年以上の児童を「農蚕助手」として、一週間に亘つて家庭の仕事に協力させている。

このように、各校がそれぞれ、独自な仕方で進めてきた「補習教

青年訓練充当資母農業公民学校校旗



（町民俗資料館所蔵）

育」「夜学会」などは、第一項で述べた思想的背景の中で、高橋村・資母村では、大正九年、合橋村では大正一〇年、正式に「農業補習学校」を設置して青年教育に当つていく。これは、学業の「補習」と、地域産業の担い手としての「産業教育」のねらいも持つていたが、漸次「壮丁教育」のねらいを強めていったようで、大正一五年六月には「農業補習学校」内に「青年訓練所」設置認可指令を受け七月にはその訓練所の開所式を行つてある。合橋村の記録を見ると「訓練所」の職員として、

主事 宮本三郎（小学校校長兼農業補習学校校長）

教官（指導員）赤尾鹿治（退役陸軍中尉）

となつていることからも「訓練所」のねらいを窺うことができる。

その上、その年八月一六日には、矢根・相田・唐川・河本の四補習学校が廃せられ、「合橋村立農業公民学校」として発足し、それまでの夜間授業を昼間授業とし、「校長宮本三郎、助教諭喜旦政二、近本清喜、数森正雄、橋本義雄、松本政右エ門、瀬田隆夫」というように職員の体制が強化されていつている。

3、大正時代の小学生の生活

ここに、学校統合のため、昭和四三年三月、九四年の歴史を閉じることになつた唐川校が、校下の人々の思い出を集めた「九四ねんのあゆみ」という小冊子がある。その中から、大正期の小学校の思い出の記を一二記録しておきたい。

「おかしな話になるが、その頃の体重測定は、大きな棒ちぎに藁ふごがさげてあり、その中に乗つて測つてもらつた。計る先生も困られたであろうが、はかられる子どもも大へんだつた。当時パンツ

をはいていたのか記憶は確かにないが、ある日、母がパンツというものを買ってきてくれ、わたしは喜んで着用したものだ。組ではわたしが最初だったと思う。もちろん、水泳などすっぱだかで泳いだが、誰もがそうだったから、おかしくもはずかしくもなかつた。」

「ゴム靴がはけるようになつたのが五年生時分で、それまでは藁で作つた深ぐつで、弁当は柳行李、おかげは沢庵漬にきまつっていた。雪の降る日はみんな毛布を被つていつた。着るものはもちろん和服で、一・二年生時代は紺の前だれをつけた。冬季間の暖房は雨天体操場に大火鉢が三箇ほど据えてあり、炭火をおこすのにブーゲー吹いたものである。教室には火鉢も何もなかつたので、時間が終ると大急ぎで雨天体操場の火鉢にかけつけた。ときどき寝小便の着物をその火鉢であぶつて乾かす者もあり、よいにおいを発散させた。」

「授業は先生が一人で三年生担当された。したがつて、一年が授業を受けている間二年と四年は自習、二年が授業を受けている間、一年と四年は自習ということになるから、一時間の授業時間も三分の二は自習である。その間、隣りどおしで話しあつたり、悪さをして叱られる、立たせられることは毎日のようであった。そのかわり、二年生が掛算の九九を教えてもらうのを聞くから、一年生でも聞き覚えに覚えてしまうというようなプラス面もあつた。」

第九節 大正・昭和初期の産業経済

一、大正初期の養蚕業

大正年代に入つて但東町内各村の経済は必ずしも好転せず、大正二年二月郡役所に報告された「資母村役場事務報告書」も、当時の絹織物機業について「本村織物業は一般不景気の打撃を受け、営業者は頗る悲境に沈めり」と報告し、この年郡、村費の補助を得て「起織機」（注・力織機か）を購入することとなり、斯業の発展の一助としたことを付記している。山陰地方では入会山等が多く、生活自給経済の面では比較的暮しよかつたが、積極的な所得限としては木炭製造販売や養蚕業等しか現金所得を確保する途はなく、不況期においてこれらの業務の重要性がとくに重視された。したがつて前述「資母村事務報告書」も、この年の報告で、村内の養蚕業の状況を次のように報告しているのが注目される。

養蠶ハ本村農家經濟ニ大關係アル第一ノ副業ニツキ之レカ改良發達ヲ期スル爲メ本村二期節教師ヲ雇聘シ實地指導ヲ爲スハ勿論稚蠶共同飼育組合養蠶業組合ノ設立桑園ノ改良蠶種共同購入等ニツキ各大字ニ於テ懇切談話ヲ爲サシメタリ尙ホ本村内ニ於テ斯業ニ堪能ナル者四名ヲ選ミ世話係トシ村長ヲ補佐シ前項ノ事業並ニ生繭合同賣買上ノ斡旋ヲ爲シタリ